

本資料のうち、枠囲みの内容
は商業機密の観点から公開
できません。

2021年8月24日
02-他-F-01-0090_改0

技術基準要求機器リストに関する説明書

2021年8月

東北電力株式会社

目次

1. 技術基準要求機器リスト（ヒアリング用） 1
2. 比較表（技術基準要求機器リスト） 24

1. 技術基準要求機器リスト(ヒアリング用)

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
施設共通 (アクセスルート)	-	ブルドーザ	SA	54条	54条103	B	アクセスルート確保のための障害物除去	台数	屋外アクセスルートに対する防護(防護構造等の構成、防護斜面の崩壊及び敷地外斜面の寸法等)。その他自然災害による影響(土(砂)崩れ及び巻き上げによる飛来物、積雪等)に対する防護(斜面の寸法等)。	安全設備及び重大事故対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
施設共通 (アクセスルート)	-	バッカホウ	SA	54条	54条103	B	アクセスルート確保のための障害物除去	台数	同上	安全設備及び重大事故対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
施設共通 (安全避難通路)	-	安全避難通路(「第2号機設備」、「第1号機設備」、第1、2号機共用)及び「第1号機設備」、「第1、2、3号機共用」)	DB [※]	13.54条	13条1	E	安全避難通路	-	発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路(「安全避難路」)が設置され、第1号機設備、第2号機設備、第3号機設備、第1、2号機共用)及び「第1号機設備」、「第1、2、3号機共用」)が設置される。また、安全避難路は、発電用原子炉施設の電源が喪失した場合においても、作動機能を損なわない避難用照明として、非常用ディーゼル発電機又は灯具(内蔵した蓄電池)により電力を供給できる非常用(「第2号機設備」、「第1号機設備」、第1、2号機共用)及び「第1号機設備」、「第1、2、3号機共用」)と並んで、非常用(「第2号機設備」、「第1号機設備」、第1、2号機共用))を設置し、安全に避難できる設計とする。		※:54条要求を含む
施設共通 (安全避難通路)	-	誘導灯(「第2号機設備」、「第1号機設備」、第1、2号機共用)及び「第1号機設備」、「第1、2、3号機共用」)	DB [※]	13.54条	13条1	E	避難用の照明確保	-	同上		※:54条要求を含む
施設共通 (安全避難通路)	-	非常灯(「第2号機設備」、「第1号機設備」、第1、2号機共用)及び「第1号機設備」、「第1、2、3号機共用」)	DB [※]	13.54条	13条1	E	避難用の照明確保	-	同上		※:54条要求を含む
施設共通 (安全避難通路)	-	非常用照明	DB [※]	13.54条	13条2	E	作業用照明の確保	-	設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、非常用照明、直流通照兼非常用照明及び直流通照明を設置する設計とする。		※:54条要求を含む
施設共通 (安全避難通路)	-	直流通照兼非常用照明	DB [※]	13.54条	13条2	E	作業用照明の確保	-	同上		※:54条要求を含む
施設共通 (安全避難通路)	-	直流通照	DB [※]	13.54条	13条2	E	作業用照明の確保	-	同上		※:54条要求を含む
施設共通 (安全避難通路)	-	可搬型照明(機中電灯)	DB [※]	13.54条	13条6	E	作業用照明の確保	-	設計基準事故が発生した場合に用いる可搬型の作業用照明として、非常用照明、直流通照兼非常用照明及び直流通照明を設置する設計とする。		※:54条要求を含む
施設共通 (安全避難通路)	-	可搬型照明(ランタンタイプLEDライト)	DB [※]	13.54条	13条6	E	作業用照明の確保	-	同上		※:54条要求を含む
施設共通 (安全避難通路)	-	可搬型照明(ヘッドライト(ヘルメット装着用))	DB [※]	13.54条	13条6	E	作業用照明の確保	-	同上		※:54条要求を含む
施設共通 (安全避難通路)	-	可搬型照明(SA)	SA	54条	54条92	E	作業用照明の確保	-	重大事故等対応設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要な範囲にて操作足場等を設置する。また、防護柵等の設置により、可搬型照明は重大事故時に迅速に使用できる場所に配備する。		
施設共通 (安全避難通路)	-	非常用電源設備からの給電	DB [※]	13.54条	13条3	E	電源設備からの給電	-	非常用照明は非常用高圧母線又は非常用低圧母線、直流通照兼非常用照明は非常用低圧母線及び125V直流通電池、並びに直流通照明は125V直流通電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。		※:54条要求を含む
施設共通 (電巻)	-	電巻防護ネット	DB	7条	7条39	B	外部事象防護対象施設の防護機能	材料 接続 綱目寸法 厚さ	防護措置として設置する防護対象施設として、電巻防護ネット(「金網状材、鍍錆材、鋼板等」、網目(50mm×50mm及び140mm×140mm)、防護板(炭素鋼、低炭素鋼、耐候性鋼板(防護鋼板、板厚8mm以上)及び支持材に取り構成する)、及び防護柵(構成部材に取り構成する)を設置し、内包する外部事象の対象施設の機能を損なわせまい。外側の防護対象施設の機能を損なわせまい。内側の防護対象施設の機能を損なわせまい。内側の防護対象施設は、衝突するときに、原子炉建屋・制御建屋エアラ及び第2号機新水素貯蔵装置エアリに地下水平位以下設備各部リニア系装置を設置する。	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通 (電巻)	-	電巻防護鋼板	DB	7条	7条39	B	外部事象防護対象施設の防護機能	材料 厚さ	同上	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通 (地震)	-	揚水ポンプ	DB/SA	5.50条	5条61 50条64	B	地下水位保持機能	個数 容量 揚程 原動機出力	防潮堤下部の地盤改良等により山から海に向かう地下水の流れが遮断され、敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあること踏まえ、原子炉建屋等に作用する地盤圧力の軽減及び周辺の土木構造物等の地盤改良等の施設を設置する。また、この範囲を一定の範囲に保持するため、原子炉建屋・制御建屋エアラ及び第2号機新水素貯蔵装置エアリに地下水平位以下設備各部リニア系装置を設置する。	地下水位低下設備の設計方針	
施設共通 (地震)	-	水位計	DB/SA	5.50条	5条61 50条64	B	地下水位保持機能	個数	耐震評価において、地下水位の影響を受ける施設等(セイジング)の耐震評価結果が得られるとおり(「OP+143mW」においては、その結果を考慮した設計地下水位設定水位)考慮すべきである。なお、地下水位低下設備の効果が供給しない範囲においては、自然水位より保守的に設定して水位又は地表面にて設置用地下水位を設定・水庄の影響を考慮する。	地下水位低下設備の設計方針	

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連 条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にすら必要が ある仕様 (基本設計方針に記 載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記 載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
施設共通 (地震)	—	ドレン	DB/SA	5.50条	5条61 50条64	D	地下水位保持機能	—	地下水位低下設備は、レバーポンプ、接続管、揚水井戸、潜揚水泵用ポンプ、配管、水位計、制御盤、揚水ポンプ(ディーゼル発電機)、電源盤及び電路により系統を構成する。	地下水位低下設備の 設計方針	
施設共通 (地震)	—	接続桿	DB/SA	5.50条	5条61 50条64	D	地下水位保持機能	—	同上	地下水位低下設備の 設計方針	
施設共通 (地震)	—	揚水井戸	DB/SA	5.50条	5条61 50条64	D	地下水位保持機能	—	同上	地下水位低下設備の 設計方針	量を含む
施設共通 (地震)	—	配管	DB/SA	5.50条	5条61 50条64	D	地下水位保持機能	—	同上	地下水位低下設備の 設計方針	
施設共通 (地震)	—	制御盤	DB/SA	5.50条	5条61 50条64	D	地下水位保持機能	—	制御盤は、2系統の独立した設備を1系統当たり複数台 (1台~2台)並列で構成する場合に重複する設置し、原子炉建屋・制御建 屋アリエア及び第3号機海水熱交換器設置エリアのそれ ぞれ1系統の設備ごとに、監視・制御可能な設計とする。	地下水位低下設備の 設計方針	
施設共通 (地震)	—	電源盤	DB/SA	5.50条	5条61 50条64	B	地下水位保持機能	容量	地下水位低下設備(電源盤)、電源盤(容量296kVA)、及び電 路の設置し、非常用交流電源設備である非常用ディー ル発電機及び常設代替交流電源設備であるガソ リンエンジン発電機から設置に必要な電力を供給できる設 計とする。 電源盤は、2系統の独立した設備を1系統当たり複数台 (1台~2台)並列で構成する場合に重複する設置し、原子炉建屋・制御建 屋アリエア及び第3号機海水熱交換器設置エリアのそれ ぞれ1系統の設備ごとに電力供給できる設計とする。	地下水位低下設備の 設計方針	
施設共通 (地震)	—	非常用電源設備からの給電(地下水位低下設備)	DB/SA	5.50条	5条62 50条65	D	電源設備からの給電	—	同上	地下水位低下設備の 設計方針	
施設共通 (地震)	—	常設代替交流電源設備からの給電(地下水位低下設備)	SA	50条	5条61	D	電源設備からの給電	—	同上	地下水位低下設備の 設計方針	
核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	—	原子炉建屋原子炉棟(屋根板等、耐震壁等)	DB	26条	26条41	E	基準地震動Saによって使用用済 燃料ブールへ落下しない設計	—	原子炉建屋原子炉棟の屋根を支持する屋根トラスは、 基準地震動Saに対する発生応力が終局耐力をを超え ず、使用用済燃料ブール内に落下しない設計とする。ま た、屋根トラスの構造部材は、屋根板等の耐震壁等 のない構造にして、地震による屋根板等の落下の危険性 を低減する。また、燃料取替床の床面より上部 を形成する壁は、鉄筋コンクリート造の耐震壁であり、 燃料取替床の床面より下部の耐震壁と合わせて基準 地震動Saに対して使用用済燃料ブール内に落下しない 設計とする。	—	
核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	—	非常用電源設備からの給電(使用済燃料貯蔵の状態監視)	DB	34条	34条34	E	電源設備からの給電	—	使用済燃料ブール水温度、燃料貯蔵ブール水位及び使 用済燃料ブール水位(温度)(ガイドバルス式)及び外部 電源が使用できない場合においても常用用所内電源 系統からの電源供給により使用済燃料ブールの水温及 び水位を計測することができる設計とする。	—	
核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(使用済燃料ブールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	—	使用済燃料ブール水温度、燃料貯蔵ブール水位及び使 用済燃料ブール水位(温度)(ガイドバルス式)及び外部 電源が使用できない場合においても常用用所内電源 系統からの電源供給により使用済燃料ブールの水温及 び水位を計測することができる設計とする。	—	
核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電(使用済燃料ブールの監 視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	—	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(使用済燃料ブール の監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	—	可搬型代替直流電源設備からの給電(使用済燃料ブールの監 視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	—	常設代替直流電源設備からの給電(使用済燃料ブールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用す る設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成 功させるために必要な電用立派原子炉施設の状況を把握 するための計器電源喪失時に使用する設備。常設代替直 流電源設備又は非常用蓄電池電源設備から給電が可能であ り、使用済燃料ブール水位(温度)(ガイドバルス式)及び 使用済燃料ブール監視カメラは、常設代替交流電源 設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な 設計とする。	—	
核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用す る設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	—	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に 使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	—	可搬型代替直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用す る設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	—	常設代替直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用す る設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	—	可搬型計測器	SA	73条	73条11	B (B)	可搬型計測器による温度、水 位等の計測・監視	個数	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源 が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、炉心損 傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させ るために必要な電用立派原子炉施設の状況を把握 するためのパラメータを計測する装置について、温度及 び水位に付けるものについて、乾電池式(水素水銀の測定 時)及び充電池式(水銀水銀の測定時)の計測装置の 時折交替で運転する。予め、各計測装置の水位(水位 26m(常時対象建屋に保管))、計測範囲及び計測装置等の投 入設計(計測範囲及び計測装置等の投 入設計として兼用)により計測できる設計とし、これらを保管 する設計とする。	使用済燃料料槽の 温度計測及び水位 監視する装置の 監視を実現する 説明書並びに計測範囲及び 計測装置等の投 入設計に対する 説明書	4.10 計測制御システム の基本設計方針の 適用

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備				DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名										
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	使用済燃料プール監視カメラ	SA	69.73条	69条52 73条3	B	重大事故等における使用済燃料プールの状態監視 個数	使用済燃料プール監視カメラ(個数)は、想定される重大事故等において使用済燃料プールの状態を監視できる設計とする。 また、使用済燃料プール監視カメラは、カメラと一緒に冷却装置により冷却却することで、耐環境性向上を図る設計とする。	使用済燃料貯蔵槽の温度(水深)に対する 監視装置の構成に関する説明書 及び計測範囲及び 報警動作範囲に関する説明書	—	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.5(2.4.1 燃料プール冷却浄化系)	常設代替交流電源設備からの給電(重大事故等における使用済燃料プールの除熱)	SA	69条	69条56	E	電源設備からの給電	燃電炉冷却浄化系は、非常に交流電源設備及び原子炉保護機器冷却水系(原子炉保護機器冷却水系を含む)が機能喪失した場合でも、常設代替交流電源設備及び常設冷却浄化系を用いて、使用済燃料プールの除熱できる設計とする。	—	—		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.5(2.4.2 燃料プール代替注水系)	サイフォンブレーキ孔	SA	69条	69条3 69条4	D	サイフォン現象防止	使用済燃料プールに接続する配管の破損等により、燃料炉冷却水系を配管から漏出する際の水の漏えいが発生した場合、原子炉保護機器冷却水系(原子炉保護機器冷却水系を含む)が機能喪失した場合でも、常設代替交流電源設備及び常設冷却浄化系を用いて、使用済燃料プールの除熱できる設計とする。	使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書	—	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.5(2.4.2 燃料プール代替注水系)	ホース延長回収車	SA	69条	69条12 69条23	C	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	燃電炉冷却主水系(常設配管)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	主登録設備	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.5(2.4.3 燃料プールスフレイ系)	ホース延長回収車	SA	69条	69条33 69条42	C(C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	燃料炉冷却主水系(常設配管)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	2.5(2.4.2 燃料プール代替注水系)の兼用	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.5(2.4.4 放射性物質抵抗抑制系)	ホース延長回収車	SA	69.70条	69条48 70条4	C(C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	放水設備(大気への抜放抑制設備)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))による放射性物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち4.2 燃料炉冷却主水系(常設配管)の設備として兼用)により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	2.5(2.4.2 燃料プール代替注水系)の兼用	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.5(2.4.4 放射性物質抵抗抑制系)	シルトフェンス	SA	70条	70条8	C(C)	海洋への放射性物質抵抗抑制 高さ 個数	シルトフェンスは、海洋への放射性物質を抑制するため、設置場所にじたるささき網を用いる設計とする。必要な時は、各設置場所に必要な幅に対応してシリトフェンスを二組(高さ約1m)として計2本、分一ビン(補強用)水ピット(1組(高さ約1m、幅約1.2m)として計2本)、水深約1.2m(底面高さ約0.4m、幅約1.1m)として計2本(底面水深に3本)、幅(1本たたき高さ約12cm)幅(約20cm)として計6本の合計12本を用いる設計とする。また、予備について、被災時のバックアップとして、各設置場所に對応して1組の合計6本を保管する。	設定根拠に関する説明書(別添)	7.4(7.3)(3) 放射性物質抵抗抑制系の兼用	—	
原子炉冷却系統施設	3.1(3.4.1 主蒸気系)	所内常設電式直流電源設備からの給電(主蒸気逃がし安全弁)	SA	61条	61条18	E	電源設備からの給電	全交流動力電源又は常設直流水電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、主蒸気逃がし安全弁は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により行う設計とする。主蒸気逃がし安全弁は、主蒸気逃がし安全弁の作動を必ず必要な常設電源設備が喪失した場合においても、125V直流水電源供給部を切り替えることにより、主蒸気逃がし安全弁(1個)の作動を可能とする。	—	—	—	
原子炉冷却系統施設	3.1(3.4.1 主蒸気系)	可搬型代替直流電源設備からの給電(主蒸気逃がし安全弁)	SA	61条	61条8	E	電源設備からの給電	原子炉冷却圧力パウンドリを減圧するための設備のうち、主蒸気逃がし安全弁の機能復旧のための重大事故等対処設備として、主蒸気逃がし安全弁は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により行う設計とする。主蒸気逃がし安全弁は、主蒸気逃がし安全弁の作動を必ず必要な常設電源設備が喪失した場合においても、125V直流水電源供給部を作り替えることにより機械を復旧し、原子炉冷却圧力パウンドリを減圧できる設計とする。	—	—	—	
原子炉冷却系統施設	3.1(3.4.1 主蒸気系)	可搬型代替交流電源設備からの給電(主蒸気逃がし安全弁)	SA	61条	61条18	E	電源設備からの給電	全交流動力電源又は常設直流水電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、主蒸気逃がし安全弁は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により行う設計とする。主蒸気逃がし安全弁は、主蒸気逃がし安全弁の作動を必ず必要な常設電源設備が喪失されることがあり能動を用いた原子炉冷却圧力パウンドリを減圧できる設計とする。	—	—	—	
原子炉冷却系統施設	3.1(3.4.1 主蒸気系)	常設代替直流電源設備からの給電(主蒸気逃がし安全弁)	SA	61条	61条18	E	電源設備からの給電	全交流動力電源又は常設直流水電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、主蒸気逃がし安全弁は、常設代替直流電源設備により行う設計とする。主蒸気逃がし安全弁は、主蒸気逃がし安全弁の作動を必ず必要な常設電源設備が喪失されることがあり能動を用いた原子炉冷却圧力パウンドリを減圧できる設計とする。	—	—	—	
原子炉冷却系統施設	3.1(3.5.1 残留熱除去系)	原子炉格納容器(サプレッショニングベンパ)	SA	71条	71条7	B(A)	水源 容量 個数	サプレッショニングベンパ(容量2800m ³ 、個数1)は、想定される事故等対処設備として、主蒸気逃がし安全弁は、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備により行う設計とする。残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は、常設代替交流電源設備から給電により機能を発揮する。原子炉冷却圧力を原子炉格納容器で残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が起動できなければ、原子炉停止時冷却水系(原子炉停止時冷却モード)を起動できる設計とする。本系統に使用する冷却却水は、原子炉冷却水系(原子炉停止時冷却水系)から供給できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の兼用	—	
原子炉冷却系統施設	3.1(3.5.1 残留熱除去系)	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による原子炉停止時冷却)	SA	62条	62条50	E	電源設備からの給電	発電用原子炉停止時ににおいて全交流動力電源喪失又は原子炉保護機器冷却水系(原子炉保護機器冷却水系を含む)機能喪失によるサポートモードの故障により、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が起動できなければ、原子炉停止時冷却モードは、常設代替交流電源設備から給電により機能を発揮する。原子炉冷却圧力を原子炉格納容器で残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が起動することにより炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却却水は、原子炉冷却水系(原子炉停止時冷却水系)から供給できる設計とする。	—	—	—	
原子炉冷却系統施設	3.1(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	原子炉格納容器フィルタベント系(系統設計流量)	SA	63条	63条5	B(B)	最終ヒートシンク(大気)への熱輸送 系統設計流量	残留熱除去系の故障等により異常にヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、炉心の害しい損傷及び原子炉格納容器の破裂を防止するための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器フィルタベント系は、フィルタ装置(フィルタ容器、スクラバ溶出水金属性捕捉装置)、フィルタ、放射性うず(アラーフィルタ)、フィルタ装置出入口の開閉装置(開閉装置)、原子炉停止時冷却水系(原子炉停止時冷却モード)である設計とする。原子炉停止時冷却水系(原子炉停止時冷却モード)は、常設代替交流電源設備から給電により機能を発揮する。原子炉冷却圧力を原子炉格納容器で残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が起動することにより炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却却水は、原子炉冷却水系(原子炉停止時冷却水系)から供給できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.4(7.3)(3) 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用	—	
原子炉冷却系統施設	3.1(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	フィルタ装置	SA	63条	63条7	B(B)	排気中に含まれるよう素等の除去 個数 pH	フィルタ装置は2台を並列設置し、排気中に含まれる粒子状放射性物質、ガス状の無機性うず及び有機性うずを除去できる設計とする。また、無機性うずをスクラバ液洗浄中に捕集・保持するためにはアルカリ性の性状となる設計において(HCl3以上)に示す設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.4(7.3)(3) 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用	—	

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備							DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名													
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	遮隔手動弁操作設備	SA	63条	63条15	B (B)					個数	原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔壁弁は、遮隔手動弁操作設備(仮称)。(原子炉格納容器フィルタベント系)の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.4(7.3)(9).a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	遮隔手動弁操作設備遮蔽	SA	63条	63条16	B (B)					材質厚さ	原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔壁弁に設ける遮隔手動弁操作設備の操作作業所は、原子炉建屋内構造内なし。サブチャンネル炉心炉管の遮隔手動弁(以下「遮隔手動弁」という。)は、原子炉建屋上部天井及びドライカーラベルト床(以下「遮隔手動弁(4-F019)」)の操作を行なう原子炉建屋上部天井(遮隔手動弁(4-F019))の操作を行なう原子炉格納容器フィルタベント系の設備を原子炉冷却系統施設のうち「3.3 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.4(7.3)(9).a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	ホース延長回収車	SA	63条	63条22	C (C)					台数	原子炉格納容器フィルタベント系を使用するホースの敷設等は、ホース長度回収車(台数:予備1台)(機械物料費の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料フルーティング水槽(以下「燃料水槽」といふ。)」の設備)の操作を行なう原子炉格納容器フィルタベント系の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)により容易かつ確実に操作が可能であるよう、どちらの遮隔体においても船底2mmの遮蔽厚さを有する設計とする。	設定機器に関する説明書(別添)	2.5(2.4.2 燃料フルーティング水槽(別添)の兼用)	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	T48-F045(格納容器排気非常用ガス処理系側止め弁)	SA	63条	63条10	E (E)					—	原子炉格納容器フィルタベント系は、他の発電用原子炉施設とは共用しない設計とする。また、原子炉格納容器フィルタベント系との系統、機能を隔離する弁は、直列2重設置(ペント用常用スルース遮断装置側隔壁弁)と並列2重設置(ペント用常用スルース遮断装置側隔壁弁)の2種類の遮断装置を併設する。遮断装置のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)により容易かつ確実に操作が可能である。	—	7.4(7.3)(9).a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用)	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	T48-F046(格納容器排気非常用ガス処理系側止め弁)	SA	63条	63条10	E (E)					—	原子炉格納容器フィルタベント系は、他の発電用原子炉施設とは共用しない設計とする。また、原子炉格納容器フィルタベント系との系統、機能を隔離する弁は、直列2重設置(ペント用常用スルース遮断装置側隔壁弁)と並列2重設置(ペント用常用スルース遮断装置側隔壁弁)の2種類の遮断装置を併設する。遮断装置のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)により容易かつ確実に操作が可能である。	—	7.4(7.3)(9).a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用)	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	T48-F043(原子炉格納容器耐圧強化弁用連絡配管隔壁弁)	SA	63条	63条10	E (E)					—	原子炉格納容器フィルタベント系の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)により容易かつ確実に操作が可能である。	—	7.4(7.3)(9).a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用)	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	T48-F044(原子炉格納容器耐圧強化弁用連絡配管止め弁)	SA	63条	63条10	E (E)					—	原子炉格納容器フィルタベント系の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)により容易かつ確実に操作が可能である。	—	7.4(7.3)(9).a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用)	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条17	E					—	技術経路に設置される隔壁弁の電動弁については、常設代交替電源設備、可搬型代交替電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代交替電源設備又は可搬型代蓄電式蓄電源設備からの給電により、中制御部屋から操作が可能な設計とする。	—	—	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	常設代交替電流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条17	E					—	技術経路に設置される隔壁弁の電動弁については、常設代交替電源設備、可搬型代交替電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代交替電源設備又は可搬型代蓄電式蓄電源設備からの給電により、中制御部屋から操作が可能な設計とする。	—	—	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	常設代交替電流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条17	E					—	技術経路に設置される隔壁弁の電動弁については、常設代交替電源設備、可搬型代交替電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代交替電源設備又は可搬型代蓄電式蓄電源設備からの給電により、中制御部屋から操作が可能な設計とする。	—	—	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	常設型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条17	E					—	技術経路に設置される隔壁弁の電動弁については、常設代交替電源設備、可搬型代交替電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代交替電源設備又は可搬型代蓄電式蓄電源設備からの給電により、中制御部屋から操作が可能な設計とする。	—	—	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	可搬型空気ガス供給装置発電設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条57	E					—	可搬型空気ガス供給装置、車室内に搭載された可搬型空気ガス供給装置発電設備により給電できる設計とする。	—	—	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5 耐圧強化ペント系)	T48-F043(原子炉格納容器耐圧強化ペント用連絡配管隔壁弁)	SA	63条	63条30	E (E)					—	耐圧強化ペント系使用時の排出経路に設置される隔壁弁のうち電動弁(水流)(ドライカーラベルト用出口隔壁弁(4-F019)及びサブチャンネルパンチバン用出口隔壁弁(4-F022))は所内常設蓄電式直流電源設備、常設代交替直流電源設備又は可搬型代交替直流電源設備のうち「3.3 原子炉格納容器耐圧強化ペント用連絡配管止め弁(4-F043)」(原子炉格納容器耐圧強化ペント用連絡配管止め弁(4-F044))は所内常設蓄電式蓄電源設備のうち「3.3 原子炉格納容器耐圧強化ペント用連絡配管止め弁(4-F044)」(原子炉格納容器耐圧強化ペント用連絡配管止め弁(4-F045))の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ペント系」の設備として兼用)については常設代交替直流電源設備又は可搬型代交替直流電源設備からの給電による操作が可能な設計とする。	—	7.4(7.3)(9).a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用)	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5 耐圧強化ペント系)	T48-F044(原子炉格納容器耐圧強化ペント用連絡配管止め弁)	SA	63条	63条30	E (E)					—	耐留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等級対応設計とする。耐留熱除去系のシステムは、原子炉格納容器耐圧強化ペント用連絡配管止め弁(4-F044)及びサブチャンネルパンチバン用隔壁弁(4-F045)の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ペント系」の設備として兼用)により操作が可能な設計とし、隔壁弁の操作における動作の多様性を有する設計とする。	—	7.4(7.3)(9).a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用)	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5 耐圧強化ペント系)	耐圧強化ペント系(系統設計流量)	SA	63条	63条26	B					最終ヒートシンク(大気)への熱輸送	系統設計流量	耐留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等級対応設計とする。耐留熱除去系のシステムは、原子炉格納容器耐圧強化ペント用連絡配管止め弁(4-F044)及びサブチャンネルパンチバン用隔壁弁(4-F045)の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ペント系」の設備として兼用)により操作が可能な設計とし、隔壁弁の操作における動作の多様性を有する設計とする。	—	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5 耐圧強化ペント系)	遮隔手動弁操作設備	SA	63条	63条31	B (B)					個数	電動弁(直流水)については、遮隔手動弁操作設備(仮称)。(原子炉格納容器耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ペント系」の設備として兼用)により操作が可能な設計とし、隔壁弁の操作における動作の多様性を有する設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.4(7.3)(9).a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用)	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5 耐圧強化ペント系)	常設代替交流電源設備からの給電(耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条30	E					—	耐圧強化ペント系使用時の排出経路に設置される隔壁弁のうち電動弁(水流)(ドライカーラベルト用出口隔壁弁(4-F019)及びサブチャンネルパンチバン用出口隔壁弁(4-F022))は所内常設蓄電式直流電源設備、常設代交替直流電源設備又は可搬型代交替直流電源設備からの給電により操作が可能な設計とする。また、排出経路に設置される隔壁弁のうち電動弁(水流)(原子炉格納容器耐圧強化ペント用連絡配管止め弁(4-F044)、原子炉格納容器耐圧強化ペント用連絡配管止め弁(4-F045)、原子炉格納容器耐圧強化ペント用連絡配管止め弁(4-F046))の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ペント系」の設備として兼用)については常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による操作が可能な設計とする。	—	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5 耐圧強化ペント系)	常設代替交流電源設備からの給電(耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条30	E					—	耐圧強化ペント系使用時の排出経路に設置される隔壁弁のうち電動弁(水流)(ドライカーラベルト用出口隔壁弁(4-F019)及びサブチャンネルパンチバン用出口隔壁弁(4-F022))は所内常設蓄電式直流電源設備、常設代交替直流電源設備又は可搬型代交替直流電源設備からの給電により操作が可能な設計とし、隔壁弁の操作における動作の多様性を有する設計とする。	—	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5 耐圧強化ペント系)	可搬型空気ガス供給装置発電設備からの給電(耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条30	E					—	可搬型空気ガス供給装置発電設備により給電できる設計とする。	—	—	

*補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備				DB/SA	関連 条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名										
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.3 耐圧強化ペント系)	可搬型代替直流電源設備からの給電(耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)		SA	63条	63条30	E	電源設備からの給電	-	耐圧強化ペント系使用設備の排気経路に設置される隔壁(うち電動弁(直通)(ドライエアペント用出口隔壁弁(T48-F019)及びサブレッシュユニット用出口隔壁弁(T48-F022))は内常設設備)の電源設備、常設代替直流電源設備は可搬型代替直流電源設備、常設代替直流電源設備による耐圧強化ペント系の操作が可能である。	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.1 高圧炉心スプレイ系)	原子炉建屋プローアウトバネル		SA	61条	61条21	B(E)	原子炉建屋原子炉構内の環境改善	設置枚数開放差圧	また、インターフェイスシステムALOCA発生時の中大事事故対応設備として、原子炉建屋プローアウトバネル(設置枚数1、開放差圧4.4kPa)(原子炉格納施設の設置設備)の設備として(業用)は、高圧の原子炉建屋炉材が原子炉建屋屋根原子炉材に対する耐圧性が不足する場合、原子炉建屋屋根炉材の圧力が上昇し、換気口の圧力及び温度を低下させることができると設計とする。	7.1 原子炉格納容器の運用	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.1 高圧炉心スプレイ系)	原子炉格納容器(サブレッシュユニット)		SA	71条	71条7	B(A)	水源	容量個数	サブレッシュユニット(容量2900m ³ 、個数1)は、想定される重大事故時ににおいて、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準と事故対応設備が機能喪失した場合の取扱手段である代替循環冷却系及び重大事故対応設備等の能力が上昇し、換気口の圧力及び温度を低下させることができると設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の運用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.1 高圧炉心スプレイ系)	E22-F003(高圧炉心スプレイ系注入隔壁弁)		SA	61条	61条22	E	インターフェイスシステムLOCA隔壁弁	-	インターフェイスシステムLOCA発生時の重大事故等対応設備として、高圧炉心スプレイ系注入隔壁弁(E22-F003)は、現場で弁を開閉することにより原子炉冷却設備等の能力を遮断する設計とする。	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.2 低圧炉心スプレイ系)	原子炉格納容器(サブレッシュユニット)		SA	71条	71条7	B(A)	水源	容量個数	サブレッシュユニット(容量2900m ³ 、個数1)は、想定される重大事故時ににおいて、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準と事故対応設備が機能喪失した場合の取扱手段である代替循環冷却系及び重大事故対応設備等の能力が上昇し、低圧の炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び残存熱除熱系(低圧注水モード)の水素として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の運用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.2 低圧炉心スプレイ系)	常設代替交流電源設備からの給電(低圧炉心スプレイ系による低圧注水)		SA	62条	62条27	E	電源設備からの給電	-	全文機動力水源装置又は原子炉格納容器冷却水系(原子炉建屋冷却水系含む)、機能喪失によるサブレッシュの故障により、低圧炉心スプレイ系が起動できない場合の重大事故等対応設備として、常設代替直流電源設備を使用し、低圧炉心スプレイ系を稼働させる設計とする。低圧炉心スプレイ系は、常設代替交流電源設備及び常設代替直流電源設備を用いて、低圧の炉心スプレイ系によりサブレッシュによりサブレッシュユニット(ボンベ)を低圧炉心炉材へ吹き付けることにより炉心冷却を行う設計とする。本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却系を含む)、又は原子炉補機冷却水系から供給できる設計とする。	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3 高圧代替注水系)	E61-F003(高圧代替注水系注入弁)		SA	60条	60条7	E	系統構成(人力操作)	-	高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設設備式直流電源設備、常設代替直流電源設備及び常設代替交流電源設備の機能喪失(主に中央制御室からの操作ができない場合においても、現場での人による原子炉隔離時冷却系蒸気供給ライン分離弁(E51-F082)、原子炉冷却系統施設のうち5.5 原子炉隔離時冷却系の設置による原子炉冷却系蒸気供給装置)の操作を停止する設計とする。なお、人による操作は現場にハンドルを設置することで容易に操作できる設計とする。	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3 高圧代替注水系)	E61-F050(高圧代替注水系ターピン止め弁)		SA	60条	60条7	E	系統構成(人力操作)	同上	-	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3 高圧代替注水系)	E51-F082(原子炉隔離時冷却系蒸気供給ライン分離弁)		SA	60条	60条7	E	系統構成(人力操作)	同上	-	3.11(3.6.4 原子炉隔離時冷却系の運用	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3 高圧代替注水系)	P15-F001(燃料ボルブル給水ポンプ吸込弁)		SA	60条	60条7	E	系統構成(人力操作)	同上	-	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3 高圧代替注水系)	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(高圧代替注水系による原子炉の冷却)		SA	60条	60条6	E	電源設備からの給電	-	高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設設備式直流電源設備、常設代替直流電源設備及び常設代替交流電源設備の機能喪失(主に中央制御室からの操作ができない場合においても、現場での人による原子炉隔離時冷却系蒸気供給ライン分離弁(E51-F082)、原子炉冷却系統施設のうち5.5 原子炉隔離時冷却系の設置による原子炉冷却系蒸気供給装置)の操作を停止する設計とする。なお、人による操作は現場にハンドルを設置することで容易に操作できる設計とする。	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3 高圧代替注水系)	常設代替直流電源設備からの給電(高圧代替注水系による原子炉の冷却)		SA	60条	60条6	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3 高圧代替注水系)	可搬型代替直流電源設備からの給電(高圧代替注水系による原子炉の冷却)		SA	60条	60条6	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3 高圧代替注水系)	常設代替交流電源設備からの給電(高圧代替注水系による原子炉の冷却)		SA	60条	60条6	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3 高圧代替注水系)	可搬型代替交流電源設備からの給電(高圧代替注水系による原子炉の冷却)		SA	60条	60条6	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4 原子炉隔離時冷却系)	E51-F003(原子炉隔離時冷却系注入弁)		SA	60条	60条9	E	系統構成(人力操作)	-	原子炉隔離時冷却系は、全文動力水源及び常設蓄電式直流電源設備が機能喪失した場合においても、現場で隔壁弁(隔壁弁E51-F003)、原子炉隔離時冷却系ターピン止め弁(隔壁弁E51-F004)を人操作することにより起動し、蒸気ターピン駆動ポンプにより水貯蔵タンクの水を原子炉冷却能力容器へ注水することで原子炉冷却系圧力カウドリ(圧力計)の値を対応及び原子炉冷却材圧力カウドリ低圧側の冷却水の供給量を増加する設計にわたり、弁操作手元の手元操作装置を設置できる設計とする。なお、人による操作は現場にハンドルを設置することで容易に操作できる設計とする。	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4 原子炉隔離時冷却系)	E51-F009(原子炉隔離時冷却系ターピン止め弁)		SA	60条	60条9	E	系統構成(人力操作)	同上	-	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4 原子炉隔離時冷却系)	E51-F017(原子炉隔離時冷却系冷却水ライン止め弁)		SA	60条	60条9	E	系統構成(人力操作)	同上	-	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4 原子炉隔離時冷却系)	E51-F082(原子炉隔離時冷却系蒸気供給ライン分離弁)		SA	60条	60条9	E	系統構成(人力操作)	同上	-	-	主登録設備
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4 原子炉隔離時冷却系)	E51-F536(原子炉隔離時冷却系真空タンドレン弁)		SA	60条	60条9	E	系統構成(人力操作)	同上	-	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4 原子炉隔離時冷却系)	E61-F064(高圧代替注水系蒸気供給ライン分離弁)		SA	60条	60条9	E	系統構成(人力操作)	同上	-	-	-

*補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
計測制御系統施設	—	機能的分離(防護装置)	DB	35条	35条6	E	不正アクセスからの防護措置	—	安全保護装置のうち、アナログ回路で構成する機器は、外部ネットワークと物理的に分離及び機能的に分離、外部ネットワークからの遠隔操作の防止並びに物理的及び電気的アクセスの防止を行なう。システム内に不正アクセスが発生した場合に、その操作を防止する機能を有し、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できる設計とする。 安全部保護装置が受け取った監視信号によりハードウェアを起動させた場合に、その動作を監視する機能を有する。不正アクセスのうち、物理的アクセスの場合は、不正アクセスの検出と防護を行う機器のワイヤレス端末(固定型)、移動端末(携帯型)、携帯電話装置、無線通信設備(固定型)、無線通信設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)を用いて、又は各自の設計とする。 設定期準事が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関間の必要な箇所に事故の発生等に係る連絡を声等によりうつことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量のFAX及び衛星保安電話(固定型)、社内ビデオ会議システム、局線加入電話設備(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体向けハーフライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワーク用いた通信連絡設備(テレホンカードシステム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。	—	—
計測制御系統施設	—	衛星電話設備(固定型)	DB/SA	46.47.74, 76.77条	46条5 47条7 47条10 77条1 77条16 74条9 74条11 76条25	E	通信連絡機能	—	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)、及び多様性を確保した通信連絡設備(固定型)、通信連絡設備(携帯型)、移動端末(携帯型)、移動端末(固定型)、無線通信設備(固定型)、無線通信設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要なある場所(発電所内)に計測を行なうために必要な通信連絡設備(発電所内)及び発電所外に特に重要なナリメータを発電所内の必要な箇所で共有するための必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線通信設備(固定型)、無線通信設備(携帯型)及び携行型通信装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数倍の予備を保管する。 中央制御室避難所に待避した運転員が、緊急時対策所と通信連絡を行うための必要な通信連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(固定型)を設置する設計とする。 緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要なある場所と通信連絡できる設計とする。	—	—
計測制御系統施設	—	衛星電話設備(携帯型)	DB/SA	46.47.76, 77条	46条5 47条7 47条10 77条16 76条25	E	通信連絡機能	—	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)、及び多様性を確保した通信連絡設備(固定型)、通信連絡設備(携帯型)、移動端末(携帯型)、移動端末(固定型)、無線通信設備(固定型)、無線通信設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要な場所と通信連絡を行なうために必要な通信連絡設備(発電所外)及び発電所等に特に重要なナリメータを発電所内の必要な箇所で共有するための必要な通信連絡設備(発電所外)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線通信設備(固定型)、無線通信設備(携帯型)及び携行型通信装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数倍の予備を保管する。 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要な場所の発電所外と通信連絡を行なうために必要な通信連絡設備(発電所外)及び発電所等に特に重要なナリメータを発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関間の必要な箇所に事故の発生等に係る連絡を声等によりうつことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量のFAX及び衛星保安電話(固定型)、社内ビデオ会議システム、局線加入電話設備(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体向けハーフライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワーク用いた通信連絡設備(テレホンカードシステム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。	—	—
計測制御系統施設	—	送受話器(ページング)/警報装置を含む。)	DB	46.47条	46条5 47条7	E	通信連絡機能	—	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)、及び多様性を確保した通信連絡設備(固定型)、通信連絡設備(携帯型)、移動端末(携帯型)、移動端末(固定型)、無線通信設備(固定型)、無線通信設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。	—	—
計測制御系統施設	—	局線加入電話設備(加入電話機、加入FAX)	DB	46.47条	47条10 46条5	E	通信連絡機能	—	設定期準事が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関間の必要な箇所に事故の発生等に係る連絡を声等によりうつことができる通信連絡設備(発電所外)及び発電所等に特に重要なナリメータを発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関間の必要な箇所に事故の発生等に係る連絡を声等によりうつことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量のFAX及び衛星保安電話(固定型)、社内ビデオ会議システム、局線加入電話設備(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体向けハーフライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワーク用いた通信連絡設備(テレホンカードシステム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。	—	—

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
計測制御系統施設	—	社内テレビ会議システム	DB	46.47条	47条10 46条5	E	通信連絡機能	—	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要な箇所へ事故の発生等を係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の电力保安通信用電話設備(固定電話、PHS端末、FAX及び衛星保安電話(固定型))、社内テレビ会議システム、局線加入電話機(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体向けホーリー)、衛星電話設備(衛星電話機)、衛星電話端末(携帯型)及び結合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。	—	—
計測制御系統施設	—	移動無線設備(固定型)	DB	47条	47条7	E	通信連絡機能	—	警報装置として、十分な数量の送受話器(ペーパンジング)(警報装置を含む)及び多様性を確保した通信路設備(発電所内)として、十分な数量の送受話器(ペーパンジング)(警報装置を含む)、電力保安通信用電話設備(固定電話、PHS端末及FAX)、移動無線設備(固定型)、移動無線設備(車載型)、携帯型通信装置、無線通信設備(固定型)、携帯無線設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。	—	—
計測制御系統施設	—	専用電話設備(地方公共団体向けホーリー)	DB	46.47条	47条10 46条5	E	通信連絡機能	—	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要な箇所へ事故の発生等を係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の电力保安通信用電話設備(固定電話、PHS端末、FAX及び衛星保安電話(固定型))、社内テレビ会議システム、局線加入電話機(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体向けホーリー)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話端末(携帯型)及び結合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。	—	—
計測制御系統施設	—	電力保安通信用電話設備(固定電話、PHS端末及びFAX)	DB	46.47条	46条5 47条7 47条10	E	通信連絡機能	—	警報装置として、十分な数量の送受話器(ペーパンジング)(警報装置を含む)及び多様性を確保した通信路設備(発電所内)として、十分な数量の送受話器(ペーパンジング)(警報装置を含む)、電力保安通信用電話設備(固定電話、PHS端末及FAX)、移動無線設備(固定型)、移動無線設備(車載型)、携帯型通信装置、無線通信設備(固定型)、携帯無線設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。	—	—
計測制御系統施設	—	電力保安通信用電話設備(衛星保安電話(固定型))	DB	46.47条	47条10 46条5	E	通信連絡機能	—	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要な箇所へ事故の発生等を係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の电力保安通信用電話設備(固定電話、PHS端末、FAX及び衛星保安電話(固定型))、社内テレビ会議システム、局線加入電話機(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体向けホーリー)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話端末(携帯型)及び結合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。	—	—
計測制御系統施設	—	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)	DB/SA	46.47条, 77条	47条10 77条18 46条5 76条25	E	通信連絡機能	—	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要な箇所へ事故の発生等を係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)及び衛星等を行つたために必要な通信連絡設備(発電所外)、社内外の必要な場所で共有するための通信連絡設備(発電所外)、衛星電話設備(携帯型)及び結合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量を記載し、故障を考慮した数値の予備を保管する。 原子炉冷却系統に係る各電用原子炉施設の構成その他の異常が発生した場合において、当該事故に対するため、発電所内の関係要員に指示を行つたために必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であて多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。 緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。	—	—

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連 条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
計測制御系統施設	-	無線連絡設備(固定型)	DB/SA	46.47.74, 76.77条	46条5 47条7 47条10 77条1 77条16 74条9 74条11 76条25	E	通信連絡機能	-	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備(電気電話機、PHS端末及びFAX)、移動無線設備(固定型)、移動無線設備(車載型)、携行型通話装置、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置する設計とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要な施所に事故の発生等に係る連絡を発電所等によりうつことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安用通信設備(電気電話機、PHS端末、FAX及び衛星電話設備(固定型))、社内テレビ会議システム、局端加入電話機(加入電話機及びFAX)、専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、統合原子力防災ネットワーク用いた通信連絡設備(電話機及びIP-FAX)を設置する設計とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要な施所に通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備(発電所内)とて、十分な数量の電力保安用通信設備(電気電話機、PHS端末、FAX及び衛星電話設備(固定型))、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。また、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数値の予備を保管する。	-	-
計測制御系統施設	-	無線連絡設備(携帯型)	DB/SA	46.47.76, 77条	46条5 47条7 77条1 76条25	E	通信連絡機能	-	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備(電気電話機、PHS端末及びFAX)、移動無線設備(固定型)、移動無線設備(車載型)、携行型通話装置、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所外の場所において、発電所外の場所(社内外)の通信連絡をする必要な施所に通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備(発電所外)及び測定等を行うために必要な通信連絡設備(発電所外)及び測定等を行った後に重要なラメーを発電所外の場所(社内外)の必要な施所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数値の予備を保管する。	-	-
計測制御系統施設	-	移動無線設備(車載型)	DB	47条	47条7	E	通信連絡機能	-	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備(電気電話機、PHS端末及びFAX)、移動無線設備(固定型)、移動無線設備(車載型)、携行型通話装置、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	携行型通話装置	DB/SA	47.77条	47条7 77条1	E	通信連絡機能	-	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備(電気電話機、PHS端末及びFAX)、移動無線設備(固定型)、移動無線設備(車載型)、携行型通話装置、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所外の通信連絡をする必要な施所に通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備(電気電話機、PHS端末)及び測定等を行った後に重要なラメーを発電所外の必要な施所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数値の予備を保管する。	-	-
計測制御系統施設	-	安全パラメータ表示システム(SPDS)	DB/SA	46.47.73, 76.77条	46条3 47条8 73条13 76条24 77条6	E	監視機能	-	また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。 重大事故等の対応に必要なラメータは、安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS伝送装置にて電磁的記録、保存し、電気喪失により保存した記録が失われないものとし、機器属性出力ができる設計とする。また、記録は必要な容量を保有できる設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	データ伝送設備	DB/SA	47.77条	47条11 77条20	E	監視機能	-	また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERS)へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援データ(ERS)へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所内に設置する設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	通信事業者回線(統合原子力防災ネットワーク)	DB	47条	47条12	E	通信連絡機能	-	通信連絡設備(発電所内)及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続する。電力保安用通信設備(固定型電話機、PHS端末、FAX及び衛星保安電話(固定型))、統合原子力防災ネットワーク用通信回線(電気電話機、PHS端末及びFAX及びデータ伝送)、専用電話設備(地方公共団体ホットライン)、社内テレビ会議システム及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、轉換等による制限を受けないことを常時使用できる設計とする。また、これらの専用通信回線の容量は、通話及びデータ伝送に必要な容量に対し、十分な余裕を確保した設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	電力保安用通信回線	DB	47条	47条12	E	通信連絡機能	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	通信事業者回線	DB	47条	47条12	E	通信連絡機能	-	同上	-	-

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
計測制御系統施設	-	非常用交流電源設備からの給電(通信連絡設備)	DB	47条	47条9 47条13	E	電源設備からの給電	-	警報装置、通信連絡設備(発電所内)及び安全パラメータ表示システム(SPDs)については、非常用所内電源又は無停電電源(電容器等を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備については、非常用所内電源又は無停電電源、充電池等を含む。に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	所内常設蓄電式直流水源設備からの給電(通信連絡設備)	DB	47条	47条9 47条13	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)手動	SA	59条	59条3	E	手動操作機能	-	また、ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)は、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することで作動させることができる設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)手動	SA	59条	59条4	E	手動操作機能	-	また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止させることができる設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)手動	SA	59条	59条8	E	手動操作機能	-	また、ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)は、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することことで、自動減圧系及び代替制動減圧回路(代替自動減圧機能)の作動を阻止させることができ設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器	SA	59条	59条4	E	原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制	-	発電用原子炉が運転を緊急に停止しなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のバラツキの変化から原子炉停止してしまった場合に備え、最大事象に対するとして、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器)は、原子炉圧力高止と原子炉水位低(レベル2)の信号により、原子炉再循環ポンプ2台を自動停止させて、発電用原子炉の出力を抑えることができる設計とする。 また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器)を自動で操作することにより、代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止させることができる設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条23	E	電源設備からの給電	-	フィルタ装置出口水素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条23	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	67条31	E	電源設備からの給電	-	格納容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	67条31	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	所内常設蓄電式直流水源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	67条29	E	電源設備からの給電	-	格納容器内水素濃度(O/W)及び格納容器内水素濃度(S/O)は、所内常設蓄電式直流水源設備、常設代替交流電源設備又は可搬型代替蓄電源設備から給電が可能な設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	可搬型代替直流水源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	67条29	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	常設代替直流水源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	67条29	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	フィルタ装置出口水素濃度	SA	67.7条	67条21 73条3	B	最終ヒートシングルの確保のための監視	個数 計測範囲	原子炉格納容器フルターボ系の排出経路における水素濃度を測定し、監視できるよう、フルターボ出口配管にフルターボ装置出口水素濃度(個数)、計測範囲(～30vol%のもの)を1個、計測範囲(0～100vol%のもの)を1個)を設ける設計とする。 重大事故等に対するために監視するところが必要なパラメータは、核心損傷防止装置及び格納容器破損防止対策等を実現するために必要な発電用原子炉設備設計の状態を把握するための(ラメータ)し、計測する装置は(計測制御系統施設の主要設計)ストリームの計測範囲(1)表示する重大事象等に対するもの(原子炉出力、冷却水流量、冷却水温度、冷却水圧力、冷却水位、冷却水流量、冷却水温度、冷却水圧力(広葉地)(個数1)、計測範囲(0～500)、フルターボ装置出口圧力(広葉地)(個数1)、フルターボ装置水位(広葉地)(個数1)、計測範囲(0～1MPa)、フルターボ装置水位(広葉地)(個数3)、計測範囲(0～3650mm)、フルターボ装置水温(個数1)、計測範囲(0～100)、フルターボ装置水温(個数1)、計測範囲(0～30～30vol%のもの)を1個、計測範囲(0～500)、フルターボ装置水温(個数1)、計測範囲(0～100vol%のもの)を1個)、原子炉建屋外却水系系統流量(個数2)、計測範囲(0～4000m ³ /h)、残留熱除去系熱交換器冷却水人口流量(個数2)、計測範囲(0～1500m ³ /h)及び熱的触媒式水素再結合装置動作監視装置(個数8、計測範囲(0～500)とする。	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	-
計測制御系統施設	-	格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(吸引ポンプ)	SA	67.7条	67条30 73条5	C	原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟へ導く機能	個数 容量 吐出圧力	格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(吸引ポンプ)個数2、容量(以上)、吐出圧力(以上)、サンプリング装置(個数2、容量(以上)、サンプリング装置(個数2、容量(以上)、吐出圧力(以上))により原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟内へ導き、検出部で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	-
計測制御系統施設	-	格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(排気ポンプ)	SA	67.7条	67条30 73条5	C	原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟へ導く機能	個数 容量 吐出圧力	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	-
計測制御系統施設	-	格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(サンブル冷却器)	SA	67.7条	67条30 73条5	C	原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟へ導く機能	個数 伝熱面積	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	-
計測制御系統施設	-	所内常設蓄電式直流水源設備からの給電(静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制)	SA	68条	68条5	E	電源設備からの給電	-	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、所内常設蓄電式直流水源設備、常設代替直流水源設備又は可搬型代替直流水源設備から給電が可能な設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	常設代替直流水源設備からの給電(静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制)	SA	68条	68条5	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	可搬型代替直流水源設備からの給電(静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制)	SA	68条	68条5	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	可搬型代替直流水源設備からの給電(原子炉建屋内の水素濃度監視)	SA	68条	68条7 68条8	E	電源設備からの給電	-	原子炉建屋内水素濃度のうち、原子炉建屋地上3階及び原子炉建屋地下2階に設置するものについては、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備か可搬型代替直流水源設備又は可搬型代替直流水源設備から給電が可能な設計とする。 また、原子炉建屋内水素濃度のうち、原子炉建屋地上3階及び原子炉建屋地下2階に設置するものについては、常設代替蓄電源設備又は可搬型代替蓄電源設備から給電が可能な設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	常設代替直流水源設備からの給電(原子炉建屋内の水素濃度監視)	SA	68条	68条7 68条8	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	所内常設蓄電式直流水源設備からの給電(原子炉建屋内の水素濃度監視)	SA	68条	68条7 68条8	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
計測制御系統施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉建屋内の水素濃度監視)	SA	68条	68条7	E	電源設備からの給電	-	原子炉建屋内水素濃度のうち、原子炉建屋地上3階及び原子炉建屋地下2階に設置するものについては、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電及び所持常設蓄電池直流水電源設備、常設代替蓄電池直流水電源設備又は可搬型代替蓄電池直流水電源設備からの給電が可能設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉建屋内の水素濃度監視)	SA	68条	68条7	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	原子炉圧力容器温度	SA	73条	73条3	B	原子炉圧力容器内の温度の監視	個数 計測範囲	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を取扱うものに付随する発電用原子炉施設のものと見なされるものである。計測する項目は下表に示す重大事象等対処設備の他、原子炉圧力容器温度(個数5、計測範囲～500°C)、フルタクシマントル入口圧力(広帯域)(個数1、計測範囲0～1MPa)、フルタクシマントル出口圧力(広帯域)(個数3、計測範囲～3650mm)、フルタクシマントル温度(個数3、計測範囲0～200°C)、フルタクシマントル出口水素濃度(個数3、計測範囲0～30vol%のもの1個、計測範囲0～100vol%のもの1個)、原子炉建屋冷却水系系統流量(個数1、計測範囲0～400t/h)、残留熱除去系放熱器冷却水入口流量(個数2、計測範囲0～1500m³/h)及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置(個数8、計測範囲0～500°C)とする。	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	-
計測制御系統施設	-	フルタクシマントル入口圧力(広帯域)	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	-
計測制御系統施設	-	フルタクシマントル出口圧力(広帯域)	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	-
計測制御系統施設	-	フルタクシマントル水位(広帯域)	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	-
計測制御系統施設	-	フルタクシマントル水温	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	-
計測制御系統施設	-	原子炉補機冷却水系系統流量	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	-
計測制御系統施設	-	残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	-
計測制御系統施設	-	可搬型計測器	SA	73条	73条11	B	重要監視パラメータ等の監視	個数	また、代替電源設備が喪失し本測に必要な計測器源がない場合、特に緊急カットオーバー装置の損傷、損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な専用電子原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する設備については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、乾電池を電源とした可搬型計測器(原子炉圧力容器及び電子式格納容器破損防止装置の水素再結合装置の人口部及び出口側の温度)により、計測する項目は下表に示す重大事象等対処設備の監視装置(予め2種類(緊急事象対策装置(保護)))(核燃料物質の吸収器及び貯蔵施設のうち3、計測装置等)の設置と兼ねて計測する設計とし、これらを保管し設計とする。	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	主登録設備
計測制御系統施設	-	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	SA	68.73	68条4 73条3	B	静的触媒式水素再結合装置の動作監視	個数 計測範囲 検出器種類	静的触媒式水素再結合装置の監視装置について、計測範囲～500°C、検出器種類(熱電対)、静的触媒式水素再結合装置の人口部及び出口側の温度により、計測する項目は下表に示す重大事象等対処設備の監視装置(予め2種類(緊急事象対策装置(保護)))(核燃料物質の吸収器及び貯蔵施設のうち3、計測装置等)の設置と兼ねて計測する設計とし、これらを保管し設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	-
計測制御系統施設	-	高圧空室ガス供給系 ADS 入口圧力	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできない。電源設備の受電状況、重大事象等対処設備の運転状況等の監視装置の監視するパラメータを補助パラメータとし、その補助パラメータのうち重大事故等対応設備を活用する手順等の着手の判断基準としている2-1母線電圧、6-2F-2母線電圧、6-2C母線電圧、6-2D母線電圧、6-2H母線電圧、4-2C母線電圧、4-2D母線電圧、125V直流水母線電圧、125V直流水母線電圧2倍圧、125V直流水母線2A-1電圧、125V直流水母線2B-1電圧、250V直流水母線電圧。HPCS125V直流水母線電圧、高圧空室ガス供給系ADS入力圧力及び代替高圧空室ガス供給系空室ガス供給止め弁入口圧力を計測する装置は、重大事故等対応設備としての設計を行なう。	-	-
計測制御系統施設	-	代替高圧空室ガス供給系空室ガス供給止め弁入口圧力	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	6-2F-1 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	6-2F-2 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	6-2C 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	6-2D 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	6-2H 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	4-2C 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	4-2D 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	125V 直流主母線2A 電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	125V 直流主母線2B 電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	250V 直流主母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	HPCS125V 直流主母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(計測電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する設備については、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な専用電子原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する設備(以下「計測装置」という)は、計測装置の構成に関する主要設備リストの「原子炉圧力容器温度(個数5、計測範囲～500°C)、フルタクシマントル入口圧力(0.1～1MPa)、フルタクシマントル出口圧力(広帯域)(個数3、計測範囲～3650mm)、フルタクシマントル温度(個数3、計測範囲0～200°C)、フルタクシマントル出口水素濃度(個数3、計測範囲0～30vol%のもの1個)、原子炉建屋冷却水系系統流量(個数1、計測範囲0～400t/h)、残留熱除去系放熱器冷却水入口流量(個数2、計測範囲0～1500m³/h)及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置(個数8、計測範囲0～500°C)とする。	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	-

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連 条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考	
施設区分	系統	機器名										
計測制御系統施設	—	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な電用原子炉設備の状態を把握するためのバーコードを計測する装置(電源設備非常用代替交流電源設備又は常設代替交流電源設備等)によりて常設蓄電式直流電源設備、常設代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備等は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。	—	—	
計測制御系統施設	—	可搬型代替直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—	
計測制御系統施設	—	常設代替直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—	
計測制御系統施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—	
計測制御系統施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(居住性の確保)	SA	74条	74条4 74条24 74条14 74条25 74条10 74条12	E	電源設備からの給電	—	中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室循環送風機は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—	
計測制御系統施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電(居住性の確保)	SA	74条	74条4 74条24 74条14 74条25 74条10 74条12	E	電源設備からの給電	—	非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—	
計測制御系統施設	—	可搬型照明(5A)及び原子炉建屋グローバル停止装置は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計測制御系統施設	—	無線連絡設備(固定型)、衛星電話設備(固定型)及びデータ表示装置(待避所)は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計測制御系統施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(発電所内の通信連絡)	SA	77条	77条9 77条10 77条13 77条14	E	電源設備からの給電	—	中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—	—
計測制御系統施設	—	緊急時対策内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計測制御系統施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電(発電所内の通信連絡)	SA	77条	77条9 77条10 77条13 77条14	E	電源設備からの給電	—	安全パラメータ表示システム(SPDOS)のうちSPDOS専用装置及びSPDOS表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—	—
計測制御系統施設	—	非常用交流電源設備からの給電(発電所内の通信連絡)	SA	77条	77条9 77条10 77条13 77条14	E	電源設備からの給電	—	安全パラメータ表示システム(SPDOS)のうちSPDOS専用装置及びSPDOS表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—	—
計測制御系統施設	—	緊急時対策内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計測制御系統施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(発電所外の通信連絡)	SA	77条	77条22 77条25 77条26	E	電源設備からの給電	—	中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—	—
計測制御系統施設	—	緊急時対策内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計測制御系統施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電(発電所外の通信連絡)	SA	77条	77条22 77条25 77条26	E	電源設備からの給電	—	データ伝送設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—	—
計測制御系統施設	—	非常用交流電源設備からの給電(発電所外の通信連絡)	SA	77条	77条22 77条25 77条26	E	電源設備からの給電	—	データ伝送設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—	—
計測制御系統施設	—	緊急時対策内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
放射線管理施設	—	モニタリングボスト(データ伝送系(有線))	DB	34条	34条30	E	データ伝送機能	—	モニタリングボストで計測したデータの伝送系は、モニタリングボスト設置場所から中央制御室及び中央制御室から緊急時対策所建屋内において有線系回線及び無線系回線により多様性を有する設計とする。	—	—	—
放射線管理施設	—	モニタリングボスト(データ伝送系(無線))	DB	34条	34条30	E	データ伝送機能	—	同上	—	—	—
放射線管理施設	—	モニタリングボスト専用の無停電電源装置からの給電	DB	34条	34条29	E	電源設備からの給電	—	モニタリングボストは、外部電源が使用できない場合においても、非常用交流電源設備により、空間限界量を計測することができる設計とする。更に、モニタリングボストは、外部電源が使用できない場合においても、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の動作時間内にモニタリングボストが停止せざるよう設計し、事故等が発生した場合においても、非常用交流電源設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。	—	—	—
放射線管理施設	—	非常用交流電源設備からの給電(モニタリングボスト)	DB/SA	34.75条	34条29 75条9	E	電源設備からの給電	—	モニタリングボストは、外部電源が使用できない場合においても、非常用交流電源設備により、空間限界量を計測することができる設計とする。更に、モニタリングボストは、外部電源が使用できない場合においても、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の動作時間内にモニタリングボストが停止せざるよう設計し、事故等が発生した場合においても、非常用交流電源設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。	—	—	—
放射線管理施設	—	モニタリングボスト専用の無停電電源装置からの給電	DB	34条	34条29	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—	—
放射線管理施設	—	非常用電源設備からの給電(使用済燃料貯蔵槽の監視)	DB	34条	34条26	E	電源設備からの給電	—	エアモニタリング設備のうち、燃料交換炉PA放射線モニタは、外設電源が使用できない場合においても、非常用電源設備、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	—	—
放射線管理施設	—	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条24	E	電源設備からの給電	—	フィルタ装置出口放射線モニタは、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	—	—
放射線管理施設	—	常設代替直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条24	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—	—
放射線管理施設	—	可搬型代替直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条24	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—	—
放射線管理施設	—	常設代替直流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	—	使用済燃料プール上部空間取扱機モニタ(長絶縁)及び使用済燃料プール底部取扱機モニタ(短絶縁)は、常設代替交流電源設備、常設代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	—	—
放射線管理施設	—	可搬型代替直流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—	—
放射線管理施設	—	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—	—

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備							DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名													
放射線管理施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-				炉心準備対応策及び格納容器破損防止対策等を実施するため必要な電用原子炉保護装置の状態を把握するためのバッテリーを計測する装置等(非常用ガス処理装置又は非常用ガス処理装置の場合は、通常事故時における電源喪失時に起因する炉心冷却装置等により炉心被電流が喪失した場合において、代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。)			
放射線管理施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-				同上			
放射線管理施設	-	所内常設電源式直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-				同上			
放射線管理施設	-	可搬型代替直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-				同上			
放射線管理施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-				同上			
放射線管理施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(居住性の確保)	SA	74条	74条4 74条24 74条25	E	電源設備からの給電	-				中央制御室排風機、中央制御室排煙機及び中央制御室排煙送風機は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。			
放射線管理施設	-	非常用交流電源設備からの給電(居住性の確保)	SA	74条	74条4 74条24 74条25	E	電源設備からの給電	-				同上			
放射線管理施設	-	可搬型モニタリングポストデータ処理装置	SA	75条	75条6	E	放射線量の監視	-				可搬型モニタリングポストは、移動する十分な個数を保有する設計とする。また、指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で代替交流電源設備による搬型モニタリングポストデータ処理装置にて監視できる設計とする。			
放射線管理施設	-	可搬型ダスト・よう素サンプラー	SA	75条	75条2	B	放射性物質の濃度監視	個数				重大事故等が発生した場合に各箇所及びその周辺(発電所の周辺域を含む。)において、各常用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壤中)及び放射線量を監視するための移動式モニタリング設備として、搬入サブイメージ、β線イメージ、α線イメージ及びサブイメージ及び電離離子サンプルイメージ等を記述する。また、モニタリングポストは、小型船舶(個数1(予備1))を保管する設計とする。	管理区域の出入り管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書		
放射線管理施設	-	小型船舶	SA	75条	75条2	C	海上での放射線量監視	個数				同上	設定根拠に関する説明書(別添)		
放射線管理施設	-	代替気象観測設備	SA	75条	75条11	B	気象の監視	個数				重大事故等が発生した場合に各箇所において、風向、風速その他の気象条件を監視し、及びその結果を記録するための設置とし、代替氣象観測設備(個数1(予備1))を保管する設計とする。	環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面		
放射線管理施設	-	代替気象観測設備データ処理装置	SA	75条	75条14	E	気象の監視	-				代替気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で代替気象観測設備データ処理装置にて監視できる設計とする。			
放射線管理施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(モニタリングポスト)	SA	75条	75条9	E	電源設備からの給電	-				モニタリングポストは、外部電源が使用できない場合においても、非常用交流電源設備により供給することができる設計とする。更に、モニタリングポストの無停電電源装置を設し、電源切換時の短時間の停電時に停電時に電源を供給できる設計とし、重大事故等が発生した場合には、非常用交流電源設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。			
放射線管理施設	6.4(6.2.1 中央制御室換気空調系)	V30-D303(中央制御室外気取入ダンバ(前))	SA	74条	74条2	E	居住性の確保	-				中央制御室排風機及び非常用原子炉保護装置の内蔵された中央制御室排風機(以下「非常用原子炉保護装置」といふ。)を設置する。更に、モニタリングポストの無停電電源装置を設し、電源切換時の短時間の停電時に停電時に電源を供給できる設計とし、重大事故等が発生した場合には、非常用交流電源設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。			
放射線管理施設	6.4(6.2.1 中央制御室外気取入ダンバ(後))	V30-D304(中央制御室外気取入ダンバ(後))	SA	74条	74条2	E	居住性の確保	-				同上			
放射線管理施設	6.4(6.2.1 中央制御室換気空調系)	V30-D305A(B)(中央制御室排風機(A)(B)出口ダンバ)	SA	74条	74条2	E	居住性の確保	-				同上			
放射線管理施設	6.4(6.2.1 中央制御室換気空調系)	V30-D301A(B)(中央制御室少量外気取入ダンバ(A)(B))	SA	74条	74条2	E	居住性の確保	-				同上			
放射線管理施設	6.4(6.2.1 中央制御室換気空調系)	V30-D302A(B)(中央制御室再循環フィルタ装置入口ダンバ(A)(B))	SA	74条	74条2	E	居住性の確保	-				同上			
放射線管理施設	6.4(6.2.3 中央制御室待避室附加空気供給系)	差圧計(中央制御室待避所用)	SA	74条	74条15	B	居住性の確保	個数 計測範囲				差圧計(中央制御室待避所用)(個数1、計測範囲10~200Pa)により、中央制御室待避所と中央制御室との間が正圧化が確保できることを把握できる設計とする。	中央制御室の居住性に関する説明書		
放射線管理施設	6.4(6.2.4 緊急時対策所附加空気供給系)	差圧計(緊急時対策所用)	SA	76条	76条19	B	居住性の確保	個数 計測範囲				差圧計(緊急時対策所用)(個数1、計測範囲-100~-500Pa)は、緊急時対策所が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。	緊急時対策所の居住性に関する説明書		
原子炉格納施設	-	原子炉建屋プローアウバネル	-	-	74条23	E	原子炉建屋原子炉本体密パウンド	-				原子炉建屋原子炉本体は、重大事故等時ににおいても、非常用スローダウン装置により負担を確実にこなせる設計とする。原子炉建屋原子炉本体密パウンド(以下「炉心炉建屋プローアウバネル」(原子炉冷却系遮断装置のうち「炉心炉建屋密パウンド」(高圧安全遮断装置)、浸水抑制装置等と兼用))以下(以下に「炉心炉建屋密パウンド」といふ。)は、閉鎖態のまま又は開閉操作により容易かつ確実に原子炉建屋プローアウバネル装置により開口部を閉止可能な設計とする。			主登録設備
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)b 原子炉格納容器下部注水系)	ホース延長回収車	SA	66条	66条16	C (C)	注水用ヘッドの運搬及びホースの敷設	台数				原子炉格納容器下部注水系(可搬型)に使用するホースの敷設部は、ホース長と回収部(台数1(予備1))(搬出用荷物の搬送施設及び搬出装置のうち「4.2 燃料プール代用冷却水系」の設備を原子炉格納容器下部注水系)の設備として兼用)により行い設計とする。	差圧計に関する説明書(別添)	2.5(2.4.2 燃料プール代用注水系)の兼用	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)b 原子炉格納容器下部注水系)	原子炉格納容器(サブレーション・エンバ)	SA	71条	71条7	B (A)	水源	容量 倍数				サブレーション・エンバ(容量600m ³ 、個数1)は、規定する重複事故時に於いて、原子炉圧力容器への注入及び原子炉格納容器のスプレイに使用する設計(差圧計・差圧計基準抵抗)である残水が搬出先去(格納容器)の冷却水(以下「冷却水」といふ)及び残留水除去ポンプ(サブレーション・ホース冷却ポンプ)の水素として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の運用	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)b 原子炉格納容器下部注水系)	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条3	E	電源設備からの給電	-				原子炉格納容器下部注水系(復水移送ポンプ)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直通)は、所内常設設備電源設備からの給電が可能な設計とする。			
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)b 原子炉格納容器下部注水系)	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条3	E	電源設備からの給電	-				同上			
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)b 原子炉格納容器下部注水系)	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条3	E	電源設備からの給電	-				同上			
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)b 原子炉格納容器下部注水系)	所内常設電源式直流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条3	E	電源設備からの給電	-				同上			

*補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要な場合のみ、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)b 原子炉格納容器下部注水系 (常設)(代替循環冷却ポンプによる原子炉格納容器下部への注水)	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプによる原子炉格納容器下部への注水))	SA	66条	66条8	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備による原子炉格納容器下部への注水。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)b 原子炉格納容器下部注水系 (常設)(代替循環冷却ポンプによる原子炉格納容器下部への注水)	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプによる原子炉格納容器下部への注水))	SA	66条	66条8	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)b 原子炉格納容器下部注水系 (可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水))	SA	66条	66条14	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)b 原子炉格納容器下部注水系 (可搬型)(常設)(による原子炉格納容器下部への注水)	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(可搬型)(常設)(による原子炉格納容器下部への注水))	SA	66条	66条14	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	ホース延長回収車	SA	64条66	64条12 66条30	C (C)	注水用ヘッダの連搬及びホースの敷設	台数	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	2.5(2.4.2) 燃料プール代替注水系の運用
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)(による原子炉格納容器内の冷却))	SA	64条	64条4	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流水源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	64条4	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	所内常設蓄電式直流水源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却))	SA	64条	64条4	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流水源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水))	SA	64条	64条4	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水))	SA	66条	66条22	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流水源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水))	SA	66条	66条22	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	所内常設蓄電式直流水源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水))	SA	66条	66条22	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水))	SA	66条	66条22	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内への冷却))	SA	64条	64条10	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内への冷却))	SA	64条	64条10	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内への冷却))	SA	64条	64条10	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水))	SA	66条	66条28	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水))	SA	66条	66条28	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水))	SA	66条	66条28	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)d 代替循環冷却系	原子炉格納容器(サフレッシュンチエンバ)	SA	71条	71条7	B (A)	水源	容量 個数	サフレッシュンチエンバ(容量2800m ³ , 個数1)は、想定される重大事故等において、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレーに使用する設置条件を満たす。常設代替循環冷却系(代替循環冷却系)及び原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却系)及び原子炉格納容器下部注水系(常設)による重大事故等における設置条件(設計基準除却炉心一式)及び残渣除却装置(サフレッシュンチエンバ一式)及び水冷却モードの水温として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の運用
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)d 代替循環冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(代替循環冷却系による原子炉格納容器内の滅止及び除熱))	SA	65条	65条8	E	電源設備からの給電	-	代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)d 代替循環冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水))	SA	66条	66条38	E	電源設備からの給電	-	代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)d 代替循環冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下延延又は防止(代替循環冷却系))	SA	66条	66条38	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)d 代替循環冷却系	非常用交流電源設備からの給電(代替循環冷却系による原子炉格納容器内の滅止及び除熱))	SA	65条	65条8	E	電源設備からの給電	-	代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)d 代替循環冷却系	非常用交流電源設備からの給電(代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水))	SA	66条	66条38	E	電源設備からの給電	-	代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)d 代替循環冷却系	非常用交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下延延又は防止(代替循環冷却系))	SA	66条	66条38	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)e 高圧代注水系	原子炉格納容器(サフレッシュンチエンバ)	SA	66条	66条62	E	電源設備からの給電	-	高圧代注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備(所内常設蓄電式直流水源設備からの給電が可能な設計)とし、所内常設蓄電式直流水源設備又は可搬型代替直流水源設備が機器喪失した場合でも、常設代替直流水源設備からの給電により中止制御装置からの操作が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)e 高圧代注水系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下延延又は防止(高圧代注水系))	SA	66条	66条62	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)e 高圧代注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下延延又は防止(高圧代注水系))	SA	66条	66条62	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)e 高圧代注水系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下延延又は防止(高圧代注水系))	SA	66条	66条62	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)f 低圧代注水系	ホース延長回収車	SA	66条	66条57	C (C)	注水用ヘッダの連搬及びホースの敷設	台数	低圧代注水系(常設)は、常用海水送ポンプ(ノズル)は、非常用代替交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備による低圧代注水系の設備を原子炉格納容器設置のうち3.2.6 低圧代注水系の設備として使用)により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	2.5(2.4.2) 燃料プール代替注水系の運用
原子炉格納施設	7.4(7.3.6)f 低圧代注水系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下延延又は防止(低圧代注水系))	SA	66条	66条49	E	電源設備からの給電	-	低圧代注水系(常設)は、常用海水送ポンプ(ノズル)は、非常用代替交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備による低圧代注水系の設備を原子炉格納容器設置のうち3.2.6 低圧代注水系の設備として使用)により行う設計とする。	-	-

*補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する)	基本設計方針記載内容 (仕様で明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
原子炉格納施設	7.4(7.3.(b)f 低圧代 替注水系)	可搬型代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(低圧代替注水系(可搬型)復水移送ポンプ))	SA	66条	66条49	E	電源設備からの給電	-	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電源設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(復水)は、所内常設設備式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(b)f 低圧代 替注水系)	所内常設電式直流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(低圧代替注水系(復水移送ポンプ)))	SA	66条	66条49	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(b)f 低圧代 替注水系)	非常用交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(低圧代替注水系(可搬型)))	SA	66条	66条49	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(b)f 低圧代 替注水系)	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(低圧代替注水系(可搬型)))	SA	66条	66条54	E	電源設備からの給電	-	低圧代替注水系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電源設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(b)f 低圧代 替注水系)	非常用交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(低圧代替注水系(可搬型)))	SA	66条	66条54	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(b)g ほう酸 水注入系)	非常用交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(ほう酸水注入系))	SA	66条	66条69	E	電源設備からの給電	-	ほう酸水注入系は、非常用交流電源設備に加え、代替所内電源設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(b)g ほう酸 水注入系)	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(ほう酸水注入系))	SA	66条	66条69	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(b)g ほう酸 水注入系)	可搬型代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(ほう酸水注入系))	SA	66条	66条69	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(b)h 残留熱 除去系(格納容器ス プレイ冷却モード))	原子炉格納容器(サブレッシュンエンバ) 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)	SA	71条	71条7	B (A)	水源	容量 個数	サブレッシュンエンバ(容量2800m ³ 、個数1)は、想定される重大事故時ににおいて、原子炉圧力容器への注水及び原炉格納容器へのスプレーを使用する設計標準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である代用冷却却却系及び原子炉格納容器下部取扱設備(設計基準抜換)である残留熱除去系(格納容器プレイ冷却モード)及び残留熱除去系(サブレッシュンエンバ)水冷却モード)の水資源として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の運用
原子炉格納施設	7.4(7.3.(b)i 残留熱 除去系(格納容器ス プレイ冷却モード))	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	64条43	E	電源設備からの給電	-	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力喪失時は、常設代替交流電源設備(原子炉格納容器内冷却水系を含む)、核電容器スプレー(冷却モード)が稼動できない場合の重大事故対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(格納容器プレイ冷却モード)を復旧できる設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(b)j 残留熱 除去系(サブレッシュ ンエンバ水冷却モ ード))	原子炉格納容器(サブレッシュンエンバ) 残留熱除去系(サブレッシュンエンバ水冷却モード)	SA	71条	71条7	B (A)	水源	容量 個数	サブレッシュンエンバ(容量2800m ³ 、個数1)は、想定される重大事故時ににおいて、原子炉圧力容器への注水及び原炉格納容器へのスプレー(冷却モード)が機能喪失した場合の代替手段である代用冷却却却系及び原子炉格納容器下部取扱設備(設計基準抜換)である残留熱除去系(サブレッシュンエンバ)水冷却モード)及び残留熱除去系(サブレッシュンエンバ)水冷却モード)の水資源として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の運用
原子炉格納施設	7.4(7.3.(b)k 残留熱 除去系(サブレッシュ ンエンバ水冷却モ ード))	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(サブレッシュンエンバ水冷却モード)によるサブレッシュンエンバール水の冷却)	SA	64条	64条29	E	電源設備からの給電	-	炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却水系に用いる設備のうち、全交流動力喪失又は原子炉格納機冷卻系(原子炉格納機冷却海水系を含む)、機能喪失によるサブレッシュンエンバ系の設計により、残留熱除去系(サブレッシュンエンバール水冷却モード)及び残留熱除去系(サブレッシュンエンバール水冷却モード)を復旧できる設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(b)l 残留熱 除去系(サブレッシュ ンエンバ水冷却モ ード))	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(サブレッシュンエンバール水冷却モード)によるサブレッシュンエンバール水の冷却)	SA	64条	64条29	E	電源設備からの給電	-	炉心の著しい損傷が発生し、非常用ガス処理装置を起動する際に、原炉建屋プローブハウジングを開止める必要がある場合には、中央制御室内原子炉建屋プローブハウジング(計数1)を操作する。容易かつ確実に開口部を閉止できる設計とする。また、原子炉建屋プローブハウジング(計数1)を操作して原子炉建屋プローブハウジング(計数1)を開口する際は、安全設備及び重大事故対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(7)a 非常用 ガス処理系)	原子炉建屋プローアウトバナル閉止装置	SA	74条	74条22	B	原子炉建屋底座原子炉の放射性物質の閉じ込め機能維持	個数	原子炉建屋底座原子炉の放射性物質の閉じ込め機能維持	安全設備及び重大事故対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(7)a 非常用 ガス処理系)	非常用交流電源設備からの給電(被ばく線量の低減)	SA	74条	74条24	E	電源設備からの給電	-	非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(7)a 非常用 ガス処理系)	常設代替交流電源設備からの給電(被ばく線量の低減)	SA	74条	74条24 74条25	E	電源設備からの給電	-	非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、原子炉建屋プローアウトバナル閉止装置は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(7)d 放射性 物質拠散抑制系)	ホース延長回収車	SA	70条	70条4	C (C)	注水用ヘッドの運搬及びホースの敷設	台数	放水設備(大気への拡散抑制設備)に使用するホースの設置は、ホース延長回収車(台数4(予備1))と(核燃料料液供給装置)との接続部に接続する。ホース延長回収車(台数4(予備1))は、高さ約1.5m、幅約0.5mとして計本数1台を設置する。ホース延長回収車(台数4(予備1))は、高さ約1.5m、幅約0.5mとして計本数1台を設置する。ホース延長回収車(台数4(予備1))は、高さ約1.5m、幅約0.5mとして計本数1台を設置する。ホース延長回収車(台数4(予備1))は、高さ約1.5m、幅約0.5mとして計本数1台を設置する。ホース延長回収車(台数4(予備1))は、高さ約1.5m、幅約0.5mとして計本数1台を設置する。	設定機器に関する説明書(別添)	2.5.2.4.2 燃料ブール代替水系の運用
原子炉格納施設	7.4(7.3.(7)e 放射性 物質拠散抑制系)	シルトフェンス	SA	70条	70条8	C	海洋への放射性物質拠散抑制	高さ 個数	シルトフェンスは、海洋への放射性物質の拠散を抑制するため、設置場所に適した設置高さを算する設計とする。必要な場合は、各設置場所に必要な高さに対応してインフレータンク(2組)の高さ(約2.5m)として計本数2台を設置する。シルトフェンスは、各設置場所に必要な高さに対応してインフレータンク(2組)の高さ(約2.5m)として計本数2台を設置する。	設定機器に関する説明書(別添)	主登録設備
原子炉格納施設	7.4(7.3.(7)f 放射性 物質抑制制御系火災への 泡消火)	泡消火薬剤混合装置	SA	70条	70条9 70条15 70条10	C	航空機燃料火災時の泡消火	容量 個数	原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃焼火災に対応するための最大事象に対する対処設備として、放水装置(泡消火薬剤混合装置)は、大容積送泡ポンプ(ターピンポンプ)により、泡消火薬剤を混合して、海水を泡消火薬剤と混合しながらホース経由で放水砲から原子炉建屋周辺へ放水する設計とする。	設定機器に関する説明書(別添)	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(7)f 放射性 物質抑制制御系火災への 泡消火)	ホース延長回収車	SA	70条	70条12	C (C)	注水用ヘッドの運搬及びホースの敷設	台数	泡消火薬剤混合装置1台の泡消火薬剤の保有量は、必要な容積である640Lに対し余裕を持った1000Lを保管する。泡消火薬剤混合装置は、航空機燃料火災に対応するため、大容積送泡ポンプ(ターピン)及び放水砲に接続する。また、泡消火薬剤混合装置は、航空機燃料火災に対応するため、1号と放水時及び保守点検時の中の準備として1台の合計2台を保管する。	設定機器に関する説明書(別添)	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(7)f 可搬型 窒素ガス供給系)	可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器内の不活性化	SA	67条	67条33 67条35	E	電源設備からの給電	-	可搬型窒素ガス供給装置は、車両内に搭載された可搬型窒素ガス供給装置発電設備により給電できる設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(7)g 原子炉 格納容器フィルタント 系)	原子炉格納容器フィルタント系(系統設計流量)	SA	67条	67条11	B (B)	原子炉格納容器内の可燃性ガス排出	系統設計流量	原子炉格納容器内に滞留する水蒸気及び水を大気に排出するための最大事象に対する対処設備として、原子炉格納容器フルタント系(1台)、フルタント(フルタント器、フルタント装置)、フルタント器(フルタント器)、フルタント器出口バルブ(チャイナイスト)、配管、弁類、計測制御装置等で構成。炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内空気ガスを原子炉格納容器内に滞留する水蒸気及び水を大気に排出する。原子炉格納容器内空気ガスを原子炉格納容器内に滞留する水蒸気及び水を大気に排出する。原子炉格納容器内空気ガスを大気に排出する。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書(別添)	7.4(7.3.(9)a 原子炉格納容器フィルタント系の運用)

*補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備							DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名													
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	フィルタ装置	SA	67条	67条12	B (B)	排気中に含まれるよう素等の除去	pH	フィルタ装置は3台並列に設置し、排気中に含まれる粒状放射性物質、ガス状の放射性物質を捕捉する。また、無線ろ過をスカラバ溶渣中に捕集・保持するためにアリカリ化の状態(待機状態においてPH3以上)に維持する設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系の兼用)				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	遮隔手動弁操作設備	SA	67条	67条14	B (B)	遮隔人力操作	個数	原子炉格納施設のうち3.3.7 原子炉格納容器フィルタメント系の設備として兼用により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系の兼用)				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	遮隔手動弁操作設備遮蔽	SA	67条	67条15	B (B)	遮隔手動弁操作場所の作業員の放射線防護	材料厚さ	原子炉格納容器フィルタメント系使用時の排出経路に設置される隔壁弁は、遮隔手動弁操作設備の操作作業所は、原子炉建屋内と隣接してサブランジ方式による隔壁弁を設置する。原子炉建屋内T1階及びドライウェル部出入口隔壁弁(T48-F019)の操作を行なう原子炉格納容器フィルタメント系の操作として兼用により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系の兼用)				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	ホース延長回収車	SA	67条	67条20	C (C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	原子炉格納容器フィルタメント系の使用におけるホースの敷設等は、ホース長度の収束(台数×予備1)の検査料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち3.2. 燃料炉ホールド付近防護壁を考慮した設計とする。遮隔手動弁操作設備遮蔽は、炉心の差し換換機においても、原子炉格納容器フィルタメント系の遮隔弁操作ができるよう、どちらの遮蔽体においても鉛厚さ2mmの遮蔽厚さを有する設計とする。	設定機側に関する説明書(別添)	2.5(2.4.2) 燃料炉ホールド替注水系の兼用)				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	所内常設電式直流水源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条16	E	電源設備からの給電	—	排出経路に設置される隔壁弁の電動弁については、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設電式直流水源設備、常設代替直流水源設備又は可搬型代替直流水源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。	—	—				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	可搬型代替直流水源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条16	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条16	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条16	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	可搬型空素ガス供給装置発電設備からの給電(原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条33 67条35	E	電源設備からの給電	—	可搬型空素ガス供給装置は、事務室内に搭載された可搬型空素ガス供給装置発電設備により給電できる設計とする。	—	—				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	原子炉格納容器フィルタメント系(系統設計流量)	SA	65条	65条18	B	原子炉格納容器内の圧力、温度低下	系統設計流量	原子炉格納容器フィルタメント系は、フルタ空調(フィルタ空調、スカラバ溶渣、金属織物フィルタ、放射性粒子捕集フィルタ)、フルタ装置出口部ラバチャイブイク、配管、計制御装置等で構成し、原子炉格納容器内旁通気流を原子炉格納容器内循環等により、フルタ装置上部に設けた放散口から排出する設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	主登録設備				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	T48-F045(格納容器排気非常用ガス処理系止め弁)	SA	65条	65条22	E	悪影響防止(他系統との隔壁)	—	原子炉格納容器フィルタメント系は、他の発電用原子炉施設とは共用しない設計とする。また、原子炉格納容器フィルタメント系との系統、機器を隔壁する弁等は、直列2台設置(ベルト用耐常用ガス切断装置隔壁弁(T48-F046)、原子炉格納容器内隔壁弁(T48-F047))の設計とする。原子炉格納容器フィルタメント系の設置と並用する隔壁弁(T48-F043)(原子炉冷却系隔壁弁)、耐圧隔壁弁(T48-F042)(原子炉冷却系隔壁弁)、原子炉冷却系隔壁弁(T48-F044)(原子炉冷却系隔壁弁)は、原子炉格納容器フィルタメント系との兼用により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	—	—				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	T48-F046(格納容器排気換気空調系止め弁)	SA	65条	65条22	E	悪影響防止(他系統との隔壁)	—	同上	—	—				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	T48-F043(原子炉格納容器耐圧強化弁用連絡配管隔壁弁)	SA	65条	65条22	E	悪影響防止(他系統との隔壁)	—	同上	—	—				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	T48-F044(原子炉格納容器耐圧強化弁用連絡配管止め弁)	SA	65条	65条22	E	悪影響防止(他系統との隔壁)	—	同上	—	—				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	フィルタ装置	SA	65条	65条19	B	排気中に含まれるよう素等の除去	pH	フィルタ装置は3台並列に設置し、排気中に含まれる粒状放射性物質、ガス状の無機物質及び酸素等の要素を除去できる設計とする。また、無線ろ過をスカラバ溶渣中に捕集・保持するためアリカリ化の状態(待機状態においてPH3以上)に維持する設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	主登録設備				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	遮隔手動弁操作設備	SA	65条	65条27	B	遮隔人力操作	個数	原子炉格納容器フィルタメント系使用時の排出経路に設置される隔壁弁は、遮隔手動弁操作設備の操作作業所は、原子炉建屋内と隣接してサブランジ方式による隔壁弁を設置する。原子炉建屋内T1階及びドライウェル部出入口隔壁弁(T48-F019)の操作を行なう原子炉格納容器フィルタメント系、原子炉格納容器のうち3.3.7 原子炉格納容器フィルタメント系の操作として兼用により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	主登録設備				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	遮隔手動弁操作設備遮蔽	SA	65条	65条28	B	遮隔手動弁操作場所の作業員の放射線防護	材料厚さ	原子炉格納容器フィルタメント系の操作を行なう原子炉建屋内T1階及びドライウェル部出入口隔壁弁(T48-F019)の操作を行なう原子炉格納容器フィルタメント系、原子炉格納容器のうち3.3.7 原子炉格納容器フィルタメント系の操作として兼用により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	主登録設備				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	ホース延長回収車	SA	65条	65条34	C (C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	原子炉格納容器フィルタメント系の使用によるホースの敷設等は、ホース長度の収束(台数×予備1)の検査料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち3.2. 燃料炉ホールド付近防護壁を考慮した設計とする。	設定機側に関する説明書(別添)	2.5(2.4.2) 燃料炉ホールド替注水系の兼用)				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	可搬型代替直流水源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	65条29	E	電源設備からの給電	—	排出経路に設置される隔壁弁の電動弁については、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設電式直流水源設備、常設代替直流水源設備又は可搬型代替直流水源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。	—	—				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	常設代替直流水源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	65条29	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—				
原子炉格納施設	7.4(7.3)(g) 原子炉格納容器フィルタメント系	所内常設電式直流水源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	65条29	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—				

*補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備							DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある性質 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する)※	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名													
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	480V原子炉建屋交流電源切替盤(非常用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	これとは別に上記3系統の非常用母線等の機能が表記したいため、此項生じる場合は、この仕様も必要な記載を経て記載する。また所内電気設備としてガスタービン発電機接続盤(1200V、1200Aのものを2台)、メタルラウンドスイッチギア(緊急用)(1200V、1200Aのものを1台)、動力変圧器(緊急用)(500kVA、6900/440Vのものを1台)、電源装置(690V、3000Aのものを1個)、モータードローラーセンタ(緊急用)(600V、800Aのものを4台)、ガスタービン発電機燃料管送ポンプ接続盤(600V、1000Aのものを1個)、600V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(600V、150Aのものを1台)、460V電源装置(緊急用)(600V、150Aのものを1台)、460V電源装置(緊急用)(600V、150Aのものを1台)、2040Aのものを1個)、ターブルドバイカギア(非常用)(6900V、1200Aのものを2台)、120V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(120V、300Aのものを1個)及び中央制御室120V交流分電盤(緊急用)(20kVA、460V/120Vのものを1個)を使用できる設計とす。	設定根拠に関する説明書(別添)					
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	ガスタービン発電機接続盤	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)					
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	メタルラウンドスイッチギア(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)					
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	動力変圧器(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)					
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	パワーセンタ(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)					
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	モータコントロールセンタ(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)					
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)					
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	480V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)					
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	120V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)					
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	中央制御室120V交流分電盤(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)					
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V充電器2A及び2B	SA	72条	72条10 72条28	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	所内常設蓄電式直流水源設備は、125V蓄電池2A及び2B、125V充電器2A及び2B(125V、700Aのものを2個)、電路、計測制御装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2Bは、125V直流水主母線盤2A及び2B(125V、1800Aのものを2個)、125V直流水母線盤2A-1及び2B-1(125V、1800Aのものを2個)、125V直流水分電盤2A-1、2A-1、2B-1及び2C-1(125V、600Aのものを2個)、125V、60Aのものを2個)並びに125V直流水RCIOモータコントロールセンタ(125V、800Aのものを1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)					
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V直流水主母線盤2A及び2B	SA	72条	72条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	所内常設蓄電式直流水源設備は、125V蓄電池2A及び2B、125V充電器2A及び2B(125V、700Aのものを2個)、電路、計測制御装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2Bは、125V直流水主母線盤2A及び2B(125V、1800Aのものを2個)、125V直流水母線盤2A-1及び2B-1(125V、1800Aのものを2個)、125V直流水分電盤2A-1、2A-1、2B-1及び2C-1(125V、600Aのものを2個)、125V、60Aのものを2個)並びに125V直流水RCIOモータコントロールセンタ(125V、800Aのものを1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)					
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V直流水主母線盤2A-1及び2B-1	SA	72条	72条10 72条15	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	所内常設蓄電式直流水源設備は、125V蓄電池2A及び2B、125V充電器2A及び2B(125V、700Aのものを2個)、電路、計測制御装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2Bは、125V直流水主母線盤2A及び2B(125V、1800Aのものを2個)、125V直流水母線盤2A-1及び2B-1(125V、1800Aのものを2個)、125V直流水分電盤2A-1、2A-2、2A-3、2B-1、2B-2及び2C-1(125V、600Aのものを2個)並びに125V直流水RCIOモータコントロールセンタ(125V、800Aのものを1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)					
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V直流水電池2A-1、2A-2、2A-3、2B-1、2B-2及び2B-3	SA	72条	72条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	所内常設蓄電式直流水源設備は、125V蓄電池2A及び2B、125V充電器2A及び2B(125V、700Aのものを2個)、電路、計測制御装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2Bは、125V直流水主母線盤2A及び2B(125V、1800Aのものを2個)、125V直流水母線盤2A-1及び2B-1(125V、1800Aのものを2個)、125V直流水分電盤2A-1、2A-2、2A-3、2B-1、2B-2及び2C-1(125V、600Aのものを2個)並びに125V直流水RCIOモータコントロールセンタ(125V、800Aのものを1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)					
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V直流水切替盤2A及び2B	SA	72条	72条10 72条15	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	所内常設蓄電式直流水源設備は、125V蓄電池2A及び2B、125V充電器2A及び2B(125V、700Aのものを2個)、電路、計測制御装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2Bは、125V直流水主母線盤2A及び2B(125V、1800Aのものを2個)、125V直流水母線盤2A-1及び2B-1(125V、1800Aのものを2個)、125V直流水分電盤2A-1、2A-2、2A-3、2B-1、2B-2及び2C-1(125V、600Aのものを2個)並びに125V直流水RCIOモータコントロールセンタ(125V、800Aのものを1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)					
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V直流水電源切替盤2A及び2B	SA	72条	72条10 72条15	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	所内常設蓄電式直流水源設備は、125V蓄電池2A及び2B、125V充電器2A及び2B(125V、700Aのものを2個)、電路、計測制御装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2Bは、125V直流水主母線盤2A及び2B(125V、1800Aのものを2個)、125V直流水母線盤2A-1及び2B-1(125V、1800Aのものを2個)、125V直流水分電盤2A-1、2A-2、2A-3、2B-1、2B-2及び2C-1(125V、600Aのものを2個)並びに125V直流水RCIOモータコントロールセンタ(125V、800Aのものを1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)					
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V直流水RCIOモータコントロールセンタ	SA	72条	72条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	所内常設蓄電式直流水源設備は、125V蓄電池2A及び2B、125V充電器2A及び2B(125V、700Aのものを2個)、電路、計測制御装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2Bは、125V直流水主母線盤2A及び2B(125V、1800Aのものを2個)、125V直流水母線盤2A-1及び2B-1(125V、1800Aのものを2個)、125V直流水分電盤2A-1、2A-2、2A-3、2B-1、2B-2及び2C-1(125V、600Aのものを2個)並びに125V直流水RCIOモータコントロールセンタ(125V、800Aのものを1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)					

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V充電器2H	SA	72条	72条28	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量倍数	非常に直流電源設備の125V蓄電池2A、2B及び2H並びに125V充電器2A、2B、125V、700Aのものを組成する。125V、50Hzのものを想定する。想定される最大事故等に対する設備(設計基準抵抗)として使用する設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V直流主母線2H	SA	72条	72条29	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量倍数	非常に直流電源設備のうち、125V蓄電池2H及び125V充電器2Hは、125V直流主母線2H(125V、1200Aのものを1個)及び125V直流充電器2H(125V、1200Aのものを1個)、接続することで、高圧炉心スプレイダイヤルセイ(発電機の起動信号及び初期励磁並びにメタルクラッシュアラート)、ガス炉心スプレイ系(高炉心スプレイ系)の制御等において、重大事故等に対する設備(設計基準抵抗)として使用する設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V直流分電盤2H	SA	72条	72条29	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V代替充電器	SA	72条	72条15	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量倍数	可搬型代替直流電源設備は、125V代替蓄電池、250V蓄電池、電源車、125V充電器(125V、700Aのものを1個)、250V充電器(250V、400Aのものを1個)、非常用マーゼル充電設備(タクシードライブ炉心スプレイダイヤルセイ)、ガス炉心スプレイ系(高炉心スプレイ系)の制御等において、重大事故等に対する設備(設計基準抵抗)として使用する設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	250V充電器	SA	72条	72条15	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	250V直流主母線盤	SA	72条	72条15	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	メタルクラッドスイッチギア(緊急時対策所用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量倍数	緊急時対策所用代替交流電源設備である送電車・緊急時対策所用(7200、1200Aのものを1個)、動力変換器(緊急時対策所用)(500VA、460V/460Vのものを2個)、モータコンバーター(緊急時対策所用)(0、400VAのものを1個)、125V直流主母線・緊急時対策所用(125V、1800Aのものを1個)、125V直流蓄電池(125V、60Aのものを1個)、250V充電器(250V、600Aのものを1個)、105V直流分電盤(緊急時対策所用)(30VA、210-105Vのものを1個)、120V交流分電盤(緊急時対策所用)(10VA、460V/120Vのものを2個)、250V交流分電盤(緊急時対策所用)(10VA、460V/120Vのものを2個)、125V直流主母線・緊急時対策所用(125V、1800Aのものを3個)を経由して緊急時対策所用非常用送風機、衛星電話設備(固定型)、無線連絡設備(固定型)、統合原子力防災ネットワーク用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びFAX)及び安全パラメータ表示システム(SPS)等へ給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	動力変圧器(緊急時対策所用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	モータコントロールセンタ(緊急時対策所用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	105V交流電源切替盤(緊急時対策所用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	105V交流分電盤(緊急時対策所用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	120V交流分電盤(緊急時対策所用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	210V交流分電盤(緊急時対策所用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V直流主母線盤(緊急時対策所用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	—	275kV送電線(社底幹線)(第1号機設備、第1.2.3号機共用)	DB	45条	45条13 45条14 45条15	E	保安電源設備の異常の検知とその拡大防止、電線路の独立性、電線路の物理的分離、電源喪失防止	—	設計基準対象施設は、送受電可能な回線として275kV送電線(東北電力ネットワーク株式会社社底幹線(以下「社底幹線」という。))及び275kV送電線(東北電力ネットワーク株式会社社底幹線(以下「社底幹線」という。))第1号機設備、第1.2.3号機共用(以下同じ。)、及び275kV送電線(東北電力ネットワーク株式会社社底幹線(以下「社底幹線」という。))第3号機設備、第1.2.3号機共用(以下同じ。)O22ルート(以下「O22ルート」といいます。)で構成される。O22ルートの送電用送電線(以下「O22送電線」といいます。)は、東北電力ネットワーク株式会社社底幹線(以下「社底幹線」という。)を一部含む。)及び東北電力ネットワーク株式会社万石線(以下「万石線」といいます。)第1号機設備、第2.3号機共用(以下同じ。)、及び1号機設備、第2.3号機共用(以下同じ。)ルート(以下「1号機設備、第2.3号機共用」といいます。)で構成される。O22送電線(以下「O22送電線」といいます。)は、石巻変電所(以下「石巻変電所」といいます。)と、女川変電所(以下「女川変電所」といいます。)間に、宮城中央変電所(以下「宮城中央変電所」といいます。)を通じて送電する設計とする。	—	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	—	275kV送電線(松島幹線)(第3号機設備、第1.2.3号機共用)	DB	45条	45条19 45条14 45条15	E	保安電源設備の異常の検知とその拡大防止、電線路の独立性、電線路の物理的分離、電源喪失防止	—	上記3ルート回線の送電設備の独立性を確保するため、O22送電線(以下「O22送電線」といいます。)を石巻変電所(以下「石巻変電所」といいます。)と、宮城中央変電所(以下「宮城中央変電所」といいます。)に接続するルートにて本発電所に電力を供給する。また、女川変電所(以下「女川変電所」といいます。)と、宮城中央変電所が停止した場合には、石巻変電所(以下「石巻変電所」といいます。)に連絡する設計とする。	—	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	—	275kV送電線(松島幹線)(第3号機設備、第1.2.3号機共用)	DB	45条	45条19 45条14 45条15	E	保安電源設備の異常の検知とその拡大防止、電線路の独立性、電線路の物理的分離、電源喪失防止	—	同上	—	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	—	66kV送電線(第1号機設備、第1.2.3号機共用)	DB	45条	45条13 45条14 45条15	E	保安電源設備の異常の検知とその拡大防止、電線路の独立性、電線路の物理的分離、電源喪失防止	—	同上	—	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	—	275kV開閉所(社底幹線)1号機設備、第1.2.3号機共用)	DB	45条	45条18	E	地盤力に対し十分な支持性能を確保した設計	—	同上	—	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	—	66kV開閉所(1号機設備、第1.2.3号機共用)	DB	45条	45条18	E	地盤力に対し十分な支持性能を確保した設計	—	同上	—	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	—	275kV開閉所(社底幹線)X3号機設備、第1.2.3号機共用)	DB	45条	45条18	E	地盤力に対し十分な支持性能を確保した設計	—	同上	—	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	—	66kV開閉所(1号機設備、第1.2.3号機共用)	DB	45条	45条18	E	地盤力に対し十分な支持性能を確保した設計	—	同上	—	

*補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考	
施設区分	系統	機器名										
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	—	起動変圧器	DB	45条	45条17	E	必要な設備の電力を確保する機能	—	設計基準対象施設に接続する電線路は、いずれの2回路とも独立した回路で、電力の供給が停止しない設計とする。 275kV送電線回線は母線連絡遮断器を設置したタイミングにより起動変圧器を介して接続するとともに、66kV送電線は予備変圧器(第1号機設備、第1.2.3号機共用)を介して接続する設計とする。	—	—	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	—	予備変圧器(第1号機設備、第1.2号機共用)	DB	45条	45条17	E	必要な設備の電力を確保する機能	—	同上	—	—	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	—	支持脚子	DB	45条	45条18	E	十分な支持性能の確保及び耐震性の確保	—	開閉所から主発電機側の送電設備は、十分な支持性能を持った位置に設置するとともに、耐震性の高い、可とうのある壁面等及び重心の低いガス絶縁開閉装置を設置する設計とする。 更に、防寒室等による津波の影響を受けないエリアに設置するなどして、保管を考慮して、275kV送電線の管廊部の構造を簡素化する設計とする。 また、送電線引留門の開口部については、簡素化した端子を設置し、遮断器等に対しては、電路がタンクに内包されているガス絶縁開閉装置を設置する。	—	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	—	調子洗浄装置(社底幹線用)第1号機設備	DB	45条	45条18	E	調子の塩害対策機能	—	同上	—	—	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	—	調子洗浄装置(松島幹線用)第3号機設備	DB	45条	45条18	E	調子の塩害対策機能	—	同上	—	—	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	—	堰	DB*	11.52条	11条13 52条10	E	火災発生防止機能(引火性物質内包設備に対する対策)	—	潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用による漏洩の防止及び防腐の対策を講じることとする。 また、火災時に漏洩する潤滑油又は燃料油は燃焼性を高めずるとして防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁の設置又は隣接による配管上の考慮を行う設計とする。	—	※: 52条要求を含む	—
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	—	設備の溶接構造・シール構造	DB*	11.52条	11条13 52条10	E	火災発生防止機能(引火性物質内包設備に対する対策)	—	同上	—	※: 52条要求を含む	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	—	・換気設備(火災区域内の空調機器による換気換気) ・防災対策(発電機水素ガス供給設備油内含油槽他) ・貯油対策(非常用ディーゼル発電設備燃料タンク、軽油タンク他)	DB*	11.52条	11条14 11条15 11条16 11条17 52条11 52条12 52条13 52条14	E	火災発生防止機能(引火性物質内包設備に対する対策)	—	潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域内は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。	—	※: 52条要求を含む	—
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	—	・火花対策(金属製の筐体内に収納する等) ・過熱防止(高温設備への保温材)	DB*	11.52条	11条25 52条22	E	火災発生防止機能(発火源に対する対策)	—	潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。 水素を内包する設備のうち気密容器の物理系設備及び電機部の充満ガス供給設備の配管は水素の漏えいを考慮した溶接構造とし、並びにドームから水素の漏えいの可能な箇所の弁は、ドーム上に2重の弁を用いて防爆の対策を講じることとする。 また、水素を内包する設備の火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁の設置又は隣接による配管上の考慮を行う設計とする。	—	※: 52条要求を含む	—
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	—	水素濃度検出器	DB*	11.52条	11条19 52条16	E	火災発生防止機能(水素漏えい検出)	—	水素を内包する設備では必ず電池、火災発生警報装置及び電機部の充満ガス(水素)供給装置及び水素ガバーナーを設置するが、火災区域又は火災区域内は、送風機及び排風機による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計とする。	—	※: 52条要求を含む	—
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	—	放射線分解による水素蓄積防止対策	DB*	11.52条	11条28 52条25	E	火災発生防止機能(引火性物質内包設備に対する対策)	—	火災の発生防止に際して、放射線分解により水素が発生する火災区域又は火災区域内に設置する水素の燃焼限界濃度である40%V(0.4L/L)に達する前の濃度にて中央制御室内に警報を発する設計とする。	—	※: 52条要求を含む	—
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	—	保護継電器・遮断器	DB*	11.52条	11条26 52条23	E	火災発生防止機能(過電流による過熱及び焼損防止)	—	水素ボンベを使用する設備又は建屋内に持込みを行う運搬として保管規定に定めて、保管・管理・機械換気により水素濃度を燃焼限界濃度以下に保つように設計することから、水素濃度検出器は設置しない設計とする。	—	※: 52条要求を含む	—
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	—	機器の主要な構成材料は不燃材料(ステンレス鋼、炭素鋼又はコンクリート等)の使用	DB*	11.52条	11条30 52条28	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	—	火災の発生防止のため、放射線分解により水素が発生する火災区域又は火災区域内に設置する水素の燃焼限界濃度である40%V(0.4L/L)に達する前の濃度にて中央制御室内に警報を発する設計とする。	—	※: 52条要求を含む	—
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	—	地盤油内包しない変圧器及び遮断器の使用(屋内に設置するものに限る)	DB*	11.52条	11条39 52条37	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	—	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性油質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。	—	※: 52条要求を含む	—
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	—	難燃ケーブル	DB*	11.52条	11条39 52条37 52条34 52条35	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	—	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設に使用するケーブルは、実証試験により自己不燃性(UL垂直燃焼試験)及び耐燃焼性(IEEE383(米国ファイバーケーブルの場合)はIEEE1202(垂直レイテッド燃焼試験))を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。	—	※: 52条要求を含む	—
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	—	難燃性フィルタ(換気系)(チャコールフィルタ除く)	DB*	11.52条	11条38 52条36	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	—	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設のうち、換気空調設備のフィルタはチャコールフィルタを除く、「JIS L 1091 繊維製品の耐燃性試験方法」又は「JIS C No.11-2003(空気清浄装置用ろ過燃焼性試験法)」(公益社法規編集会・日本空気清浄機工業会)を満足する難燃性材料を使用する設計とする。	—	※: 52条要求を含む	—
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	—	保温材(ケイ酸カルシウム・ロックウール及び金属等)	DB*	11.52条	11条32 52条30	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	—	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設に使用する保温材は、原則、平成12年建築基準令告示第140号に定められたもの又は「建築基準法」で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。	—	※: 52条要求を含む	—
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	—	建屋内装材(建築基準法に基づく不燃材料・消防法に基づく防火物品)	DB*	11.52条	11条33 52条31	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	—	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設を設置する建屋内の内装材は、「建築基準法」で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。	—	※: 52条要求を含む	—
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	—	避雷設備	DB*	11.52条	11条40 52条38	E	自然現象による火災の発生防止(落雷)	—	落雷によって、発電用原子炉施設内の機器系、系統及び機器に火災が発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の敷設を行なう設計とする。	—	※: 52条要求を含む	—
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	—	自然現象による火災の発生防止(耐震設計含む)	DB*	11.52条	11条41 52条39	E	自然現象による火災の発生防止(支承性能・耐震設計)	—	火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支承性能をもつて地盤に設置する設計によるとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解説」(平成20年6月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。	—	※: 52条要求を含む	—

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	貫通部止水処置(第2号機海水ポンプ室防潮壁横断部)	DB [※]	6.51条	6条18 51条17	E	津波の流入防止機能	-	評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、津波防護施設として浸水設備を除いた他の構造物及び設備の配置をより適切に配置するための改修への実施を防止する。津波防護施設として、防潮壁及び取扱水路を含めた小工事設置する設計とする。また、浸水止水設備として逆流止水設備、水密扉、浸水防止扉及び止水弁付アンセルを設置並びに貫通部止水処置を実施する設計とする。	-	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	貫通部止水処置(第2号機放水立坑防潮壁横断部)	DB [※]	6.51条	6条18 51条17	E	津波の流入防止機能	-	同上	-	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	貫通部止水処置(第3号機海水ポンプ室防潮壁横断部)	DB [※]	6.51条	6条18 51条17	E	津波の流入防止機能	-	同上	-	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	貫通部止水処置(第3号機換機冷却海水系放水ピット浸水防止兼貫通部)	DB [※]	6.51条	6条18 51条17	E	津波の流入防止機能	-	同上	-	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	津波監視カメラ	DB [※]	6.51条	6条42 51条42	E	津波監視機能	-	津波監視設備のうち津波監視カメラは、非常用電源から給電し、赤外線撮像機能を有したカメラにより、昼夜にわたり中央制御室から監視可能な設計とする。	-	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	取水ピット水位計	DB [※]	6条 51条	6条43 51条43	B	津波監視機能	計測範囲	津波監視設備のうち取水ピット水位計は、非常用電源から給電し、O/P(0~12mA)→P(0~10mA)を周波数範囲として、非常用海水ポンプが設置された取水ポンプ室補助ポンプ室の水位計及下降側の水位を中心とした監視範囲で、現状の水位を監視する設計とする。	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	貫通部止水処置(第2号機原子炉建屋)	DB [※]	6.12.51条	6条25 51条24 12条18	E	溢水に対する止水機能	-	評価の結果、浸水防護施設のうち取水ピット水位計は、非常用電源から給電し、O/P(0~12mA)→P(0~10mA)を周波数範囲として、非常用海水ポンプが設置された取水ポンプ室補助ポンプ室の水位計及下降側の水位を中心とした監視範囲で、現状の水位を監視する設計とする。	-	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	貫通部止水処置(第2号機機制御建屋)	DB [※]	6.12.51条	6条25 51条24 12条18	E	溢水に対する止水機能	-	同上	-	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	貫通部止水処置(第2号機軽油タンクアリエ)	DB	12条	6条25 51条24 12条18	E	溢水に対する止水機能	-	同上	-	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	貫通部止水処置(第2号海水ポンプ室)	DB	12条	6条25 51条24 12条18	E	溢水に対する止水機能	-	同上	-	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	循環水系隔離システム	DB [※]	6.12.51条	12条26	B	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	タービン建屋内における循環水系配管の破損による溢水問題について、破損箇所からの溢水を早期に阻止するための対策として、タービン建屋内にターピンスラム(漏えい検出器)、溢水管水室出入口並びに漏えい検出器室及び監視機器を設置する。循環水系隔離システムでは、隔離信号発信後、約30秒で循環水水管 [†] を停止するとともに、約3分で復水水室水室出入口井を自動閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	ターピン補機冷却海水系隔離システム	DB [※]	6.12.51条	12条27	B	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	ターピン建屋内におけるターピン補機冷却海水系配管の破損による溢水問題について、破損箇所からの溢水を早期に阻止するための対策として、ターピン建屋内にターピンスラム(漏えい検出器)、溢水管水室出入口並びに漏えい検出器室及び監視機器を設置する。ターピン補機冷却海水系隔離システムでは、隔離信号発信後、約30秒でターピン補機冷却海水水管 [†] を停止するとともに、ターピン補機冷却海水水管 [†] を自動閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	FPMUWポンプ室逆流防止装置(No.1)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	-	没水の影響により、防護すべき設備が溢水による水位に依存して機能喪失する場合に備えて、溢水に対する止水は、溢水を早期に回復させ、溢水による機能喪失を防ぐことを目的とする。溢水を早期に回復させることにより、溢水に対する止水性(以下「止水性」という)を維持する。逆流防止装置及び貫通部止水処置によくある止水性を維持するための対策として、試験又は構造健全性評価評価にて止水性を確認する設計とする。	-	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	FPMUWポンプ室逆流防止装置(No.2)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	-	同上	-	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	FPMUWポンプ室逆流防止装置(No.3)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	-	同上	-	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	FPMUWポンプ室逆流防止装置(No.4)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	-	同上	-	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	FPMUWポンプ室逆流防止装置(No.5)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	-	同上	-	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	空調機械(A)室逆流防止装置(No.1)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	-	同上	-	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	原子炉建屋プローアウトバネル	DB	12条	12条23	B (B)	蒸気影響の軽減機能	設置枚数 開放差圧	また、主蒸気管破裂事故時には、原子炉建屋原子炉構内外の差圧による原子炉建屋プローアウトバネル(設置枚数:枚、開放差圧:4.4Pa以下)(原子炉格納建屋の設置)を浸水防護施設の設備として機器室の開放によって、溢水防護室画面において蒸気影響を軽減する設計とする。	安全設備及び重大事故対策設備が使用する条件の下における健全性に関する説明書	3.11(3.8.1) 高圧炉心スフレイ系
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	-	保護カバー	DB	12条	12条22	D	蒸気影響の軽減機能	-	漏い蒸気の影響により、防護すべき設備が要求される機能を保たうるようそれがある場合は、漏い蒸気影響を緩和するための対策を実施する。	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 緊急時対策所	-	酸素濃度計(緊急時対策所用)	DB/SA	46.76条	46条7 76条22	B	酸素濃度測定機能	個数	具体的には、漏い蒸気による機器への影響を考慮した上で、性能を認めた保護カバー設置し、蒸気影響を緩和することにより防護すべき設備が要求される機器を構なうおそれがない設計とする。	緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 緊急時対策所	-	二酸化炭素濃度計(緊急時対策所用)	DB/SA	46.76条	46条7 76条22	B	二酸化炭素濃度測定機能	個数	緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活用に支障がない範囲にすることを把握するため酸素濃度計(緊急時対策所用)(個数1(予備1))及び二酸化炭素濃度計(緊急時対策所用)(個数1(予備1))を設置する。酸素濃度計と二酸化炭素濃度計は、酸素濃度の測定結果を基に二酸化炭素濃度の測定結果と併せて酸素濃度を低減又は停止するための確認判定が可能となるよう反射鏡式を監視。測定するため、さらに緊急時対策所加圧空気供給系による加圧判断のために使用する緊急時対策所可搬型エアミキタ及び可搬型エターナリングポンプを保管する設計とする。	緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 緊急時対策所	-	二酸化炭素濃度計(緊急時対策所用)	DB/SA	46.76条	46条7 76条22	B	二酸化炭素濃度測定機能	個数	緊急時対策所には、全交流動力電源が喪失した場合に、代替電源設備から給電が可能な設計とする。	緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 緊急時対策所	-	緊急時対策所代替交流電源設備からの給電(居住性的確保(緊急時対策所))	SA	76条	76条5 76条6	E	電源設備からの給電	-	常時の代替電源設備は、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機2台で緊急時対策所を含む重大事故等発生時に想定される負荷へ給電するため必要な容量を有する設計とする。	-	

*補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連 条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 緊急時対策所	—	常設代替交流電源設備からの給電(居住性の確保/緊急時対策所)	SA	76条	76条5 76条8	E	電源設備からの給電	—	緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。 可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車(緊急時対策所用)1台で緊急時対策所に電源供給するために必要な容量を有する設計とする。	—	

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

2. 比較表(技術基準要求機器リスト)

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
施設共通(巻) 防護ネット		巻防護ネット(建屋開口部巻防護ネット)	材料 綫径 網目寸法	材料 綫径 網目寸法	巻防護ネット	材料 綫径 網目寸法 厚さ	差異なし。
			発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書		発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通(巻)		巻防護鋼板(換気空調系ダクト防護壁) 巻防護鋼板(原子炉補機冷却海水系配管防護壁) 巻防護鋼板(非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板) 巻防護鋼板(非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板)	材料 厚さ	材料 厚さ			設備構成の差異であり、女川2号機では巻に対する防護対策施設は、巻防護ネット及び巻防護鋼板としている。
			発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書			
施設共通(巻)	扉	巻防護扉	材料 厚さ	材料 厚さ	巻防護扉		女川2号機は巻の影響を考慮する扉については、巻より防護すべき施設を内包する施設として整理しており、仕様については、「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて示している。
			発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書			
施設共通(巻)	防護鋼板	巻防護フード(建屋開口部巻防護鋼製フード) 巻防護フード(建屋開口部巻防護コンクリート製フード)	材料 厚さ	材料 厚さ	巻防護鋼板	材料 厚さ	差異なし。
			発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書		発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通(火山)		非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板 非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板		—			設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
				発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書			
施設共通(外部火災)		非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板		—			設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
				発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書			
施設共通(アクセスルート)	ホイールローダ	ホイールローダ(6,7号機共用)	台数	台数			屋外アクセスルートの地震影響評価結果の相違による、屋外アクセスルート復旧用重機の相違。
			安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書			
施設共通(アクセスルート)					ブルドーザ	台数	屋外アクセスルートの地震影響評価結果の相違による、屋外アクセスルート復旧用重機の相違。
						安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
施設共通(アクセスルート)					バックホウ	台数	屋外アクセスルートの地震影響評価結果の相違による、屋外アクセスルート復旧用重機の相違。
						安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
施設共通(地震)	原子炉建屋地下排水設備	7号機地下水排水設備 5号機地下水排水設備(6,7号機共用)	容量 揚程 原動機出力 個数 計測範囲 容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲	容量 揚程 原動機出力 個数 計測範囲 水位計 ドレーン 接続構 揚水井戸 配管 非常用電源設備からの給電(地下水位低下設備) 常設代替交流電源設備からの給電(地下水位低下設備)	個数 揚水ポンプ 個数 水位計 — 地下水位低下設備の設計方針 容量 電源盤 地下水位低下設備の設計方針	個数 地下水位低下設備を構成する設備として基本設計方針及び添付書類「地下水位低下設備の設計方針」に記載しているため。 個数 地下水位低下設備を構成する設備として基本設計方針及び添付書類「地下水位低下設備の設計方針」に記載しているため。 — 地下水位低下設備の設計方針 容量 地下水位低下設備の設計方針	地下水位低下設備を構成する設備として基本設計方針及び添付書類「地下水位低下設備の設計方針」に記載しているため。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料プール監視カメラ	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	個数	個数	使用済燃料プール監視カメラ	個数	差異なし。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置	個数 容量	個数 容量			女川2号機はカメラと冷却装置が一体型のため、記載していない。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	汚濁防止膜	汚濁防止膜(6,7号機共用)	高さ 幅 個数	高さ 幅 個数	シルトフェンス	高さ 幅 個数	差異なし。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射性物質吸着材(6,7号機共用)			重量			女川2号機は、放水砲による放水開始前にシルトフェンスを設置することで海洋への放射性物質の拡散抑制対策が可能であることから、放射性物質吸着材は、自主対策設備と位置づけているため申請していない。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	小型船舶(汚濁防止膜設置用)(6,7号機共用)			個数			柏崎刈羽7号機は、小型船舶を用いて汚濁防止膜を設置するが、女川2号機は、陸上からの作業で設置可能であり、小型船舶は不要な設計としているため申請していない。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	静的サイフォンブレーク	サイフォンブレーク孔	—	—	サイフォンブレーク孔	—	差異なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		可搬型計測器 可搬型計測器(6.7号機共用)(予備)		個数 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	可搬型計測器	個数 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範団及び警報動作範囲に関する説明書	女川II号機は他号炉と共にしないため、共用設備なし。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設					ホース延長回収車	台数 設定根拠に関する説明書(別添)	女川II号機は送水用ホースを敷設する際、ホース延長回収車に期待しているため、技術基準要求機器としている。
原子炉冷却系統施設	フィルタ装置	フィルタ装置(pH)	pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	フィルタ装置	個数 pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	女川II号機はフィルタ装置3台を並列に設置する設計としているため個数を記載している。
原子炉冷却系統施設	遠隔人力操作機構	遠隔手動弁操作設備	個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	遠隔手動弁操作設備	個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設	第二弁操作室遮蔽(放射線管管理施設に記載。記載内容比較のため転記。)	遠隔手動弁操作設備遮蔽(原子炉格納施設に記載。記載内容比較のため転記。)	材料厚さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	材料厚さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	遠隔手動弁操作設備遮蔽	材料厚さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。(女川II号機は、原子炉格納容器第一隔離弁及び第二隔離弁を遠隔手動操作する際は、炉心措置前であっても遠隔手動弁操作設備遮蔽の中で作業することから原子炉冷却系統施設としても申請している。)
原子炉冷却系統施設	耐圧強化ペント系	耐圧強化ペント系(系統設計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	耐圧強化ペント系(系統設計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設	格納容器送がし装置	格納容器圧力送がし装置(系統設計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納容器フィルタペント系(系統設計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設	サプレッション・チェンバ	原子炉格納容器(サプレッション・チェンバ)	容量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	容量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納容器(サプレッション・チェンバ)	容量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設		水酸化ナトリウム水溶液(6.7号機共用)	容量 pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				柏崎刈羽7号機ではペント中に蒸気凝縮によりフィルタ装置水位が上昇するため、機能喪失しない水位に維持するため排水が必要である。また、導管では水の電気伝導率でも機能喪失しない設計としており、導管内に停滯時に十分な量の薬液を保有するとして、ペント後でもアルカリ性を維持できる設計としているため申請していない。
原子炉冷却系統施設		遠隔空気駆動弁操作設備	個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				女川II号機の遠隔手動操作設備(4箇)が設置される原子炉格納容器第一隔離弁及び第二隔離弁は空気駆動弁ではなく、対象設備が無いため申請していない。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
原子炉冷却系統施設		燃料取替床プローアウトバナル		設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処 設備が使用される条件の下にお ける健全性に関する説明書	原子炉建屋プローアウトバナル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処 設備が使用される条件の下にお ける健全性に関する説明書	東海第二のプローアウトバナル はインターフェイスシステム LOCA時の開放に期待していない いため申請していない。
原子炉冷却系統施設				台数 設定根拠に関する説明書(別添)	ホース延長回収車		女川II号機は送水用ホースを敷 設する際、ホース延長回収車に 期待しているため、技術基準要 求機器としている。
計測制御系統施設		<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタ装置入口水素濃度 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置圧力 ・フィルタ装置スクランピング水温度 ・残留熱除去系海水系系統流量 ・緊急用海水系流量(残留熱除去系熱交換器) ・緊急用海水系流量(残留熱除去系捕獲) ・常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力 ・常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力 ・代替循環冷却系ポンプ吐出圧力 ・原子炉隔壁時冷却系ポンプ吐出圧力 ・高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 ・低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力 	<p>計測範囲 個数</p> <p>計測装置の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作 範囲に関する説明書</p> <p>フィルタ装置水素濃度 フィルタ装置水位 フィルタ装置入口圧力 フィルタ装置スクラバ pH フィルタ装置金属フィルタ差 圧 原子炉補機冷却水系系統流量 残留熱除去系熱交換器入口冷 却水流量 復水移送ポンプ吐出圧力 原子炉圧力容器温度</p>	<p>計測範囲 個数</p> <p>計測装置の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作 範囲に関する説明書</p> <p>フィルタ装置出口水素濃度 原子炉圧力容器温度 フィルタ装置入口圧力(広帶域) フィルタ装置出口圧力(広帶域) フィルタ装置水位(広帶域) フィルタ装置水温 原子炉補機冷却水系系統流量 残留熱除去系熱交換器冷却水 入口流量</p>	<p>個数 計測範囲</p> <p>計測装置の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作 範囲に関する説明書</p>	系統構成の相違による設備の相 違。	
計測制御系統施設	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置	検出器種類 計測範囲 個数	検出器の種類 計測範囲 個数	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	個数 計測範囲 検出器種類	差異なし。
計測制御系統施設	可搬型計測器	可搬型計測器 可搬型計測器(6.7号機共用)(予備)	個数	個数	可搬型計測器	個数	女川II号機は他号炉と共用しな いため、共用設備なし。
計測制御系統施設	格納容器内空気ガスサンプリング装置	格納容器内ガスサンプリングポンプ	圧縮機吐出圧力 圧縮機容量 冷却器容量 窒素ポンベ個数 空調機容量	個数 吐出圧力 容量	格納容器内空気ガスサンプリング装置(吸引ポンプ)	個数 吐出圧力	柏崎刈羽7号機は格納容器内ガ スサンプリングポンプとしてまと めて記載しており、差異なし。東 海第二とは設備構成による差 異。
計測制御系統施設			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)		個数 容量 吐出圧力	柏崎刈羽7号機は格納容器内ガ スサンプリングポンプとしてまと めて記載しており、差異なし。東 海第二とは設備構成による差 異。
計測制御系統施設					格納容器内空気ガスサンプリング装置(排気ポンプ)	個数 容量 吐出圧力	柏崎刈羽7号機は格納容器内ガ スサンプリングポンプとしてまと めて記載しており、差異なし。東 海第二とは設備構成による差 異。
計測制御系統施設		格納容器内ガス冷却器	個数 伝熱面積	格納容器内空気ガスサンプリング装置(サンブル冷却器)	個数 伝熱面積	個数 伝熱面積	柏崎刈羽7号機と差異なし。東 海第二とは設備構成による差 異。
			設定根拠に関する説明書(別添)			設定根拠に関する説明書(別添)	

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
計測制御系統施設	非常用窒素供給系高圧窒素ガスボンベ		空調機容量 設定根拠に関する説明書(別添)				女川2号機は高圧窒素ガスボンベの最高使用温度(40°C)が環境条件(40°C)以下であるため、空調機を設置する必要がないことによる差異。
計測制御系統施設	非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ボンベ		空調機容量 設定根拠に関する説明書(別添)				女川2号機は高圧窒素ガスボンベの最高使用温度(40°C)が環境条件(40°C)以下であるため、空調機を設置する必要がないことによる差異。
計測制御系統施設		自動減圧系の起動阻止スイッチ		個数 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書			女川2号機の自動減圧系作動阻止機能は、自動で自動減圧系の起動阻止を行なうインターロックの他に運転員の手動操作による自動減圧系の起動阻止も行なわれるが、運転員の操作忘れを考慮した場合、原子炉出力が逸走するという影響を踏まえ、運転員の負担軽減の観点から、手動操作の他に自動インターロックを採用了した。
放射性廃棄物の廃棄施設	格納容器床ドレンサンプ導入管		高さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				東海第二特有の設備であり、女川2号機ではペデスタル排水系として導入管等(スランプ等)はないため対象設備なし。
放射線管理施設	可搬型気象観測設備	可搬型気象観測装置(6,7号機共用)	個数 環境測定装置の取付箇所を明示した図面 可搬型気象観測設備	個数 環境測定装置の取付箇所を明示した図面(可搬型気象観測設備設置場所)	代替気象観測設備	個数 環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面	差異なし。
放射線管理施設	小型船舶	小型船舶(海上モニタリング用) (6,7号機共用)	個数 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	小型船舶	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	設備構成は異なる。 個数については個別の説明書に記載していないため、柏崎刈羽7号機同様に「設定根拠に関する説明書(別添)」において個数を記載している。
放射線管理施設	可搬型ダスト・よう素サンプラ	可搬型ダスト・よう素サンプラ(6,7号機共用)	個数 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	個数 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	可搬型ダスト・よう素サンプラ	個数 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	差異なし。
放射線管理施設	中央制御室待避室差圧計		個数 計測範囲 中央制御室の居住性に関する説明書		差圧計(中央制御室待避所用)	個数 計測範囲 中央制御室の居住性に関する説明書	東海第二とは差異がないが、柏崎刈羽7号機とは設備構成による差異。
放射線管理施設	緊急対策所用差圧計(東海、東海第二発電所共用)		個数 計測範囲 緊急時対策所の居住性に関する説明書		差圧計(緊急時対策所用)	個数 計測範囲 緊急時対策所の居住性に関する説明書	東海第二とは差異がないが、柏崎刈羽7号機とは設備構成による差異。
放射線管理施設	第二弁操作室差圧計		個数 計測範囲 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				女川2号機では直轄設計の相違により操作場所の隔離化設備は不要としているため、対象設備なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
放射線管理施設	第二弁操作室遮蔽		材料 厚さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				女川2号機では、原子炉冷却系統施設及び原子炉格納施設の「遠隔手動弁操作設備遮蔽」として記載。
放射線管理施設		5号機原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明(ランタンタイプ)(6,7号機共用)		個数 非常用照明に関する説明書			明確にする必要のある仕様及び説明書にて説明すべき性能・機能がないことから記載していない。
放射線管理施設		中央制御室用乾電池内蔵型照明(ランタンタイプ)(6,7号機共用)		個数 非常用照明に関する説明書			明確にする必要のある仕様及び説明書にて説明すべき性能・機能がないことから記載していない。
原子炉格納施設	泡混合器	泡原液混合装置(6,7号機共用)	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	泡消火薬剤混合装置	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	女川2号機の泡消火薬剤混合装置は、泡混合器と泡消火薬剤容器が一体となっていることから、容器を個別に申請していない。
原子炉格納施設	泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)	泡消火薬剤	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	容量 設定根拠に関する説明書(別添)		容量 個数 原子炉格納容器(サプレッション チェンバー)	
原子炉格納施設	サプレッション・チェンバ	原子炉格納容器(サプレッション チェンバー)	容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉格納施設	コリウムシールド	コリウムシールド	高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			女川2号機はコリウムシールドを設置しない状態でも、原子炉格納容器下部へ落下した消防炉心がドレン配管内で凝固することを確認している。コリウムシールドは自主対策設備として設置することから申請していない。
原子炉格納施設	格納容器床ドレンサンブ導入管		高さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				東海第二特有の設備であり、女川2号機ではペデスタル排水系として導入管等(スワンネック等)はないため対象設備なし。
原子炉格納施設	格納容器機器ドレンサンブ導入管		高さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				東海第二特有の設備であり、女川2号機ではペデスタル排水系として導入管等(スワンネック等)はないため対象設備なし。
原子炉格納施設	格納容器床ドレンサンブシリット		高さ 幅 厚さ 材料 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				東海第二特有の設備であり、女川2号機ではペデスタル排水系として導入管等(スワンネック等)はないため対象設備なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
原子炉格納施設	格納容器機器ドレンサンプスリット		高さ 幅 厚さ 材料				東海第二特有の設備であり、女川2号機にてはペテタル排水系として導入管等(スワンネック等)はないため対象設備なし。
原子炉格納施設	原子炉建屋外側プローアウトバネル	燃料取替床プローアウトバネル	設置枚数 開放差圧	—	原子炉建屋プローアウトバネル	—	差異なし。
			安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	—		—	
原子炉格納施設	プローアウトバネル閉止装置	燃料取替床プローアウトバネル 閉止装置	個数	個数	原子炉建屋プローアウトバネル 閉止装置	個数	差異なし。
			安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
原子炉格納施設	格納容器圧力逃がし装置	格納容器圧力逃がし装置(系統設計流量)	系統設計流量	系統設計流量	原子炉格納容器フィルタベント系 (系統設計流量)	系統設計流量	差異なし。
			原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉格納施設	フィルタ装置	フィルタ装置(pH)	pH	pH	フィルタ装置	個数 pH	女川2号機はフィルタ装置3台を並列に設置する設計としているため個数を記載している。
			原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉格納施設	移送ポンプ		容量 揚程 個数				女川2号機の原子炉格納容器フィルタベント系排水設備は、自重によって排水を移送可能であることからポンプを設置しない。また、排水設備は、原子炉格納容器の破損及び原子炉格納容器内の水素による爆発を防止する機能に直接関係せず、安定状態の維持を目的として使用することから、自主対策設備として位置付けていたため申請していない。
原子炉格納施設	遠隔人力操作機構	遠隔手動弁操作設備	個数	個数	遠隔手動弁操作設備	個数	差異なし。
			原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉格納施設	汚漏防止膜(可搬型)	汚漏防止膜(6.7号機共用)	高さ 幅 個数	高さ 幅 個数	シルトフェンス	高さ 幅 個数	差異なし。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)	
原子炉格納施設		小型船舶(汚漏防止膜設置用) (6.7号機共用)		個数			柏崎刈羽7号機は、小型船舶を用いて汚漏防止膜を設置するが、女川2号機は陸上からの作業で設置可能である。小型船舶は不要な設計としているため申請していない。
原子炉格納施設		放射性物質吸着材(6.7号機共用)		重量			女川2号機は、放水砲による放水開始前にシルトフェンスを設置することで海上への放射性物質の拡散抑制対策が可能であることから、放射性物質吸着材は、自主対策設備と位置づけているため申請していない。
				設定根拠に関する説明書(別添)			

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
原子炉格納施設	第二弁操作室遮蔽(放射線管理施設に記載、記載内容比較のため転記。)	遠隔手動弁操作設備遮蔽	材料厚さ	材料厚さ	遠隔手動弁操作設備遮蔽	材料厚さ	差異なし。
原子炉格納施設			原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉格納施設		遠隔空気駆動弁操作設備	個数				女川2号機の遠隔手動弁操作設備(4個)が設置される原子炉格納容器第一・二隔壁弁及び第二・三隔壁弁は空気駆動弁ではなく、対象設備が無いため申請していない。
原子炉格納施設		水酸化ナトリウム水溶液(6.7号機共用)	容量pH	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			柏崎刈羽7号機ではベンチ台上に蒸気凝縮器によりフィルタ装置雨水が上昇する場合、排泄弁がない。水位に維持するため、貯水池が必要で、その間に調整弁が必要である。女川2号機では水位上昇によっても機能喪失しない設計としており、排水せず、さらに待機時に十分量の薬液を保有することで、ベンチ後でもアルカリ性を維持できる設計としているため申請していない。
原子炉格納施設		主蒸気系トンネル室プローアウトバル	設置枚数 開放差圧	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書			女川2号機で原子炉建屋のパウンドアリとなるプローアウトバルは原子炉建屋プローアウトバルのみのため、申請していない。
原子炉格納施設		耐圧強化ペント系(系統設計流量)	系統設計流量	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			女川2号機では炉心損傷前に限って使用することから、原子炉格納施設として申請していない。
原子炉格納施設			ホース延長回収車	台数			女川2号機は送水用ホースを敷設する際、ホース延長回収車に期待しているため、技術基準要求機器としている。
非常用電源設備	メタルクラッド開閉装置	メタルクラッド開閉装置(7C,7D)	電圧 電流 母線数	容量 個数	メタルクラッドスイッチギア(非常用)	容量 個数	差異なし。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)	
		メタルクラッド開閉装置(7C,7D)	—	—	メタルクラッドスイッチギア(非常用)	—	差異なし。
			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書		非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
		メタルクラッド開閉装置(7E)	電圧 電流 母線数	容量 個数			
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)			
		メタルクラッド開閉装置(7E)	—	—			
			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書			

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
非常用電源設備	メタルクラッド開閉装置HPCS		電圧 電流 母線数		メタルクラッドスイッチギア(高圧 炉心スプレイ系用)	容量 個数	女川2号機持有的設備であり、柏 崎刈羽7号機では、HPCS専用の 電源系統はない。
			設定根拠に関する説明書(別添)				
			—		メタルクラッドスイッチギア(高圧 炉心スプレイ系用)	—	女川2号機持有的設備であり、柏 崎刈羽7号機では、HPCS専用の 電源系統はない。
			非常用発電装置の出力の決定 に関する説明書				
非常用電源設備	パワーセンタ	パワーセンタ	電圧 電流 母線数	容量 個数	パワーセンタ(非常用)	容量 個数	差異なし。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)			
		パワーセンタ	—	—	パワーセンタ(非常用)	—	差異なし。
			非常用発電装置の出力の決定 に関する説明書	非常用発電装置の出力の決定 に関する説明書			
非常用電源設備	モータコントロールセンタ	モータコントロールセンタ	電圧 電流 母線数	容量 個数	モータコントロールセンタ(非常 用)	容量 個数	差異なし。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)			
		モータコントロールセンタ	—	—	モータコントロールセンタ(非常 用)	—	差異なし。
			非常用発電装置の出力の決定 に関する説明書	非常用発電装置の出力の決定 に関する説明書			
非常用電源設備	モータコントロールセンタHPCS		電圧 電流 母線数		モータコントロールセンタ(高圧 炉心スプレイ系用)	容量 個数	女川2号機持有的設備であり、柏 崎刈羽7号機では、HPCS専用の 電源系統はない。
			設定根拠に関する説明書(別添)				
			—		モータコントロールセンタ(高圧 炉心スプレイ系用)	—	女川2号機持有的設備であり、柏 崎刈羽7号機では、HPCS専用の 電源系統はない。
			非常用発電装置の出力の決定 に関する説明書				
非常用電源設備	動力変圧器	動力変圧器	電圧 容量 個数	容量 個数	動力変圧器(非常用)	容量 個数	差異なし。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)			
非常用電源設備	動力変圧器HPCS		電圧 容量 個数		動力変圧器(高圧炉心スプレイ 系用)	容量 個数	女川2号機持有的設備であり、柏 崎刈羽7号機では、HPCS専用の 電源系統はない。
			設定根拠に関する説明書(別添)				

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由	
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機				
非常用電源設備			電圧 電流 個数	容量 個数	容量 個数	容量 個数	女川2号機として必要な電源盤類を抽出している。	
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)	中央制御室120V交流分電盤(非常用) 460V原子炉建屋交流電源切替盤(非常用) ガスタービン発電機接続盤 マルクラバシスイッチギア(緊急用) 動力変圧器(緊急用) パーセンターモータコントローラー(緊急用) ガスタービン発電設備燃料移送 パンプ接続盤 460V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用) 120V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用) 中央制御室120V交流分電盤(緊急用) 125V交流電源切替装置2A及び2B 125V直流水主母線盤2A及び2B 125V直流水主母線盤2A-1及び2B-1 125V直流水電盤2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2及び2B-3 125V直流水電源切替盤2A及び2B 125V直流水RCICモータコントローラー(緊急用) 125V充電器2H 125V直流水主母線盤2H 125V直流水分電盤2H 125V代替充電器 250V充電器 250V直流水主母線盤 マルクラバシスイッチギア(緊急時対策用) 動力変圧器(緊急時対策用) モータコントローラー(緊急時対策用) 105V交流電源切替盤(緊急時対策用) 105V交流分電盤(緊急時対策用) 120V交流分電盤(緊急時対策用) 210V交流分電盤(緊急時対策用) 125V直流水主母線盤(緊急時対策用)	設定根拠に関する説明書(別添)		
非常用電源設備			容量 個数	容量 個数			設備構成の差異であり、女川2号機では、対象設備なし。	
非常用電源設備		可搬ケーブル(6.7号機共用)	設定根拠に関する説明書(別添)				柏崎刈羽7号機特有の設備であり、女川2号機では、同様の設備なし。	
非常用電源設備		号炉間電力融通ケーブル(常設)(6.7号機共用)	容量 個数	容量 個数			柏崎刈羽7号機は複数号炉申請であるが、女川2号機は単独号炉申請のため号炉間電力融通設備は申請対象外である。(自立対策設備として設置)	

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
非常用電源設備		号炉間電力融通ケーブル(可搬型)(6,7号機共用)		容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)			柏崎刈羽7号機は複数号炉申請であるが、女川2号機は単独号炉申請のため号炉間電力融通設備は申請対象外である。(自主対策設備として設置)
浸水防護施設	取水ピット水位計	取水槽水位計	個数 計測範囲 環境測定装置の取付箇所を明示した図面・津波監視設備発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書	計測範囲 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書	取水ピット水位計	計測範囲 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書	柏崎刈羽7号機との差異なし。
浸水防護施設	潮位計		個数 計測範囲 環境測定装置の取付箇所を明示した図面・津波監視設備発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書				津波監視設備の差異であり、柏崎刈羽7号機と同様に対象設備なし。
浸水防護施設	循環水系隔離システム(検知器制御盤及び検知監視盤)	循環水系隔離システム	自動隔離時間	自動隔離時間	循環水系隔離システム	自動隔離時間	差異なし。
浸水防護施設	循環水系隔離システム(漏えい検知器)		発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	
浸水防護施設	循環水系隔離システム(循環水泵ポンプ出口弁及び復水器水室出入口弁)		自動隔離時間				
浸水防護施設	可撓維手(循環水管伸縮維手)		発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
浸水防護施設	自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器)		蒸気遮断弁自動隔離時間				
浸水防護施設	自動検知・遠隔隔離システム(蒸気遮断弁)		発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
浸水防護施設	自動検知・遠隔隔離システム(検知制御盤・監視盤)		蒸気遮断弁自動隔離時間				
			発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
浸水防護施設	防護カバー		配管とのすき間				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
			設定根拠に関する説明書(別添)				
浸水防護施設	原子炉建屋原子炉棟止水板6-1		高さ				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
			発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				
浸水防護施設	原子炉建屋原子炉棟止水板6-2		高さ				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
			発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				
浸水防護施設	原子炉建屋外側プローアウトバネル	燃料取替床プローアウトバネル	設置枚数 開放差圧	設置枚数 開放差圧	原子炉建屋プローアウトバネル	設置枚数 開放差圧	差異なし。
			安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
浸水防護施設		保護カバー(蒸気防護カバー)		—	保護カバー	—	差異なし。
				発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	
浸水防護施設		タービン補機冷却海水系隔離システム		自動隔離時間	タービン補機冷却海水系隔離システム	自動隔離時間	東海第二とはプラント設備構成の相違による設備対策範囲の相違であり、女川2号機は溢水量低減のため設置。
				発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	
浸水防護施設		7号機地下水排水設備		容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲			設計方針の差異であり、女川2号機では地下水位低下設備に対して、浸水防護施設として期待していない。
				設定根拠に関する説明書(別添)			
浸水防護施設		主蒸気系トンネル室プローアウトバネル		設置枚数 開放差圧			設計方針の差異であり、女川2号機では原子炉建屋とタービン建屋間プローアウトバネルについて閉鎖することとしているため、同様の設備はない。
				安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書			
緊急時対策所	酸素濃度計(東海、東海第二発電所共用)	酸素濃度計(6.7号機共用)	個数	個数	酸素濃度計(緊急時対策所用)	個数	女川2号機は柏崎刈羽7号機と同じ。 個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載している。
			緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書		緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	
緊急時対策所	二酸化炭素濃度計(東海、東海第二発電所共用)	二酸化炭素濃度計(6.7号機共用)	個数	個数	二酸化炭素濃度計(緊急時対策所用)	個数	女川2号機は柏崎刈羽7号機と同じ。 個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載している。
			緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書		緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名	明確にする必要がある 仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
緊急時対策所		5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置(6,7号機共用)		個数 緊急時対策所の居住性に関する説明書			設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
緊急時対策所		5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計(6,7号機共用)		個数 計測範囲 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書			女川2号機では、放射線管理施設の「差圧計(緊急時対策所用)」として整理している。)